

JIIMA

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2024

9・10


SEP.OCT

JIIMA ウェビナー 2024 開催レポート

デジタル新時代、 今こそ経営課題解決のチャンス!

「JIIMAに関するアンケート」 の結果報告

JIIMA 第63回 通常総会



ビジネスDX、
結構得意なので
相談してほしい。



FUJIFILM
Value from Innovation

そのDX、ビジネス課題を解決していますか？

例えば情報を必要なときに必要な人が
どこでも活用できる状態に整え

企業や組織内外の確実な情報流通を支えること。

セキュアなIT基盤を構築するとともに

ワンストップでお客様のニーズに対応し

企業のIT管理業務の負担を軽くすること。

企業や組織が抱えるあらゆる課題に

最適なソリューションをご提案することで

お客様のビジネスにさらなる力を。

ビジネスDXで、企業の経営基盤の強化に貢献する

富士フィルムビジネスイノベーションに

ぜひご相談ください。



ビジネスDXをリードする。

富士フィルムビジネスイノベーション

JIIMA認証を取得しています。

人と人を情報がつなぐ
社内外をシームレスにつなぐマルチポイント

FUJIFILM IWpro

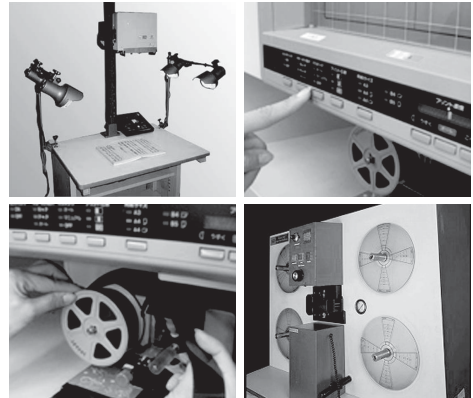


Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 /
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは


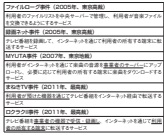




株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720
 札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

IM

2024-9・10月号 通巻第 613 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

4	【JIIMAウェビナー 2024 開催レポ】 デジタル新時代、今こそ経営課題解決のチャンス! JIIMA広報委員会	
10	「JIIMAに関するアンケート」の結果報告 【後編】DX時代のオープンソースソフトウェア考 =「2023年度 OLL Awards」から、2人のエキスパートが読み解くOSSの現在地= 株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平 等	
16	【連載 文化庁 AIと著作権に関する考え方をまとめる】 第2回 AI開発・学習段階/生成・利用段階 国際大学GLOCOM客員教授 城所 岩生	
21	【連載 生成AIの時代】 第7回 御礼メールへのAI活用 株式会社第一生命経済研究所 柏村 祐	
26	【連載 公文書管理法に学ぶ自治体の文書管理改善】 第2回 公文書とは何か ARMA米国本部フェロー 小谷 允志	
29	【連載 公文書管理シリーズ】 第51弾 高校の新歴史科目とアーカイブズへの期待 JIIMA広報委員会 長井 勉	
32	文書情報マネージャー認定者からのひと言 【JIIMA 第63回通常総会】 AIの更なる利活用と組織のガバナンス強化、 長期的な組織の価値向上を促していく	
37	ビジネスとリラックスの融合、JIIMA懇親会レポート 【わが社のプレゼン】ワークデイ株式会社 全世界に革新的な製品を提供できる会社を目指して	
41	【委員会活動報告】医療市場委員会 国の進める医療DXと連携した医療文書のデジタル化の加速	
42	【委員会活動報告】電子取引委員会 Society5.0を加速するDFFTと電子取引の在り方	

50	ニュース・ア・ラ・カルト	<ul style="list-style-type: none"> ● JIIMA「ODEX 第4回 デジタル化・DX推進展」にて講演 ● 辻・本郷 ITコンサルティング無料情報サイト「電子帳簿保存法駆け込み寺」公開 ● ウイングアーク1st「企業間取引の電子化に関する実態調査2024」を公開 ● LegalOn Technologies AI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」、「契約書及び自社ひな形の複製機能」をリリース ● TOKIUM 「契約管理に関する実態調査」を実施 ● 富士フイルムビジネスイノベーション セキュアな無線ネットワークサービス「beat air」を提供開始 ● ITR 『生成AIの真価を引き出すアプリケーション戦略～ユースケースから導くビジネスへの実装アプローチ～』ホワイトペーパー公開 ● 各社ニュース
52	新製品紹介	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士フイルムビジネスイノベーション(株)「Jet Press 1160CFG」 ● コニカミルタ(株)「bizhub C751i Premium」 ● エプソン販売(株)「DS-900WN」
53	コラム	第2回 箸休め 「フィルム写真をめぐる記憶」 志度寺/記録資料研究所 毛塚 万里
54	IM編集委員から	

広告ガイド

富士フイルムビジネスイノベーション・ジャパン	表2	JIIMA入会のおすすめ	15頁
コニカミルタジャパン	表3	令和5年度税制改正対応 e文書法 電子化早わかり	28頁
JIIMA入会のご案内	表4	文書管理達成度評価・調査のお願い	31頁
エイチ・エス写真技術株式会社	前1	文書情報マネジメント概論 (第3版)	49頁
株式会社ムサシ	前2		

JIIMA ウェビナー 2024

デジタル新時代、今こそ経営課題解決のチャンス!

～ DXの加速、AIの進化に備えたデジタル基盤の構築～



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は6/4 (火) ～ 6/18 (火) の期間で「デジタル新時代、今こそ経営課題解決のチャンス!」をテーマとしてウェビナーを開催した。

サブテーマとして「～ DXの加速、AIの進化に備えたデジタル基盤の構築～」を掲げ、JIIMA理事長による基調講演のほか、特別講演として国税庁、メタデータ株式会社、そして一般社団法人ノーコード推進協会 代表理事の中山 五輪男氏による講演も配信した。

今回はその中から、基調・特別講演ならびに委員会講演をレポートする。

JIIMA広報委員会

基調・特別講演



基調講演

組織のガバナンスに組み込まれた 情報マネジメントがDXを成功に導く



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
理事長 かつ まる やす ゆき 勝丸 泰志

「組織のガバナンス」という言葉をよく耳にするようになった。何か不祥事があるとガバナンスが問題だとは以前から言われていたが、このところ日本企業のガバナンス改革が進んでいるとも言われるようになった。ガバナンスとは何か。

IPA (独立行政法人 情報処理推進機構) が公表している「情報セキュリティ 10大脅威2024」では、第3位に「内部不正による情報漏えい等の被害」、第6位に「不注意による情報漏えい等の被害」が入っている。どちらも内部的かつ人為的な問題である。また警察庁が発表した「過去10年の営業秘密侵害事犯件数」では、検挙件数、相談受理件数共に年々増加傾向にある。昨今の人手不足、特にデジタル人材の不足は労働力の流動性を高めるため、結果として営業秘密侵害事犯を起こすきっかけが増

えることになる。普段から情報マネジメントをしっかりと行っておかないと、デジタル化を進めることが逆に大きなリスク要因になりかねない。これはガバナンスの問題といえる。

情報マネジメントは、機械的にできることは少なく人が誠実に行わなければならないことが多いため、ガバナンスの無い組織ではうまくいかない。誠実に行うとは、規則を作り、人に必要な教育・訓練を施し、ICTインフラを整えた上で規則に従って業務を行うことだが、それを確実にするためにはそれを当たり

前のこととして実践する組織文化が必要になる。そのような文化を醸成するにはどうしたらよいか。実はそれもガバナンスに含まれる。ISO 37000:2021 (組織のガバナンス - ガバナンス Governance of Organizations - Guidance) は、ガバナンスのためには何をしなければならないかを規定していて11個の原則で構成されているが、そのうちの7個の原則は組織文化に言及している。この規格では、ガバナンスを「組織がその定められた目的を達成するためのシステム」と定義している。

ガバナンスというとコンプライアンスや不正防止を思い浮かべるかもしれないが、それらは組織が存続するための前提である。

企業であれば組織の目的は長期的に価値創造を行って企業価値を高めていくことであり、ガバナンスはそのために存在する。ISO 37000:2021には「データと意思決定」という原則があり、データを意思決定のための貴重な資源として認識するように求めている。しかし、正確に言えば意思決定はデータによってではなくデータを解釈して得られた情報によって行われる。従って、組織としてデータ及び情報を管理する情報マネジメントがDXを支え、組織のガバナンスが情報マネジメントを支えることによって、遠回りをせずにDXを成功させることができる。これらの関係を理解してガバナンスの構築に取り組んでいただきたい。

特別講演

近年の電子帳簿保存法改正について ～優良な電子帳簿を中心に～



国税庁 課税部課税総括課 課長補佐 おざわ ももこ 小沢 百々子 氏

令和3年度税制改正において大きく改正された電子帳簿保存法に関して、優良な電子帳簿を中心に、総論、概要、改正の経緯と改正内容、一問一答 (Q&A) を用いて解説する。

改正された電子帳簿等保存法について、優良な電子帳簿を中心に国税庁が公表している一問一答 (Q&A) を用いて講演が行われた。

はじめに、総論として電子帳簿等保存制度とは、会計ソフトで作成した帳簿や経費の領収書等をデータのまま保存する為のルールを定めるものであり、これにより紙をファイリングする手間や保存スペースが不要となり、また必要な書類を迅速に見つけられる為、経理のデジタル化が進み、テレワークの推進に繋がると説明された。

次に、電子帳簿等保存制度は、大きく分けて以下の3つの要素で成り立っていると具体的に説明が行われた。

電子帳簿等保存: 最初からパソコン等で作成された帳簿や領収書・請求書などの書類を一定の要件のもとで電子データのまま保存

スキャナ保存: 紙の領収書や請求書などを一定の要件のもとで、スマホやスキャナで読み取り、電子データとして保存

電子取引データ保存: 電子データでやり取りした契約書、請求書などを一定の要件のもとで保存

電子帳簿保存やスキャナ保存が利用したい方が利用するものであるのに対して、電子取引データの保存に関しては、法人・個人いずれの事業者も対応が必要となっている。電子帳簿等保存制度の詳しい説明は、国税庁のYouTube動画やホームページを参考にしてほしいと語られている。

続いて改正の経緯と具体的な改正の内容についての説明が行われた。経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフトの活用による記帳水準の向上に資する為、令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法の手続きが大幅に簡素化された。さらに令和5年度の改正では、優良な電子帳簿の範囲が合理化・明確化され、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿の範囲が具体的に示された。

その後、電子帳簿等保存制度の3つの要素それぞれについて

て取扱通達と一問一答(Q&A)をもとにより、注意すべき点についても解説が行われた。

また、中小企業や小規模事業者が電子帳簿保存法に対応した会計ソフトを導入するに際しての支援策として、IT導入補助金が紹介され、積極的な活用を検討して欲しいと語られた。専用のソフトを導入することで、保存要件を満たすかどうかの不安

を解消することができるとし、その選択にあたってはJIIMA認証を受けたソフトウェアを利用すれば安心であると紹介された。経済社会のさらなるデジタル化を見据えたアクションの一つとして、優良な電子帳簿への対応の検討と本年1月から開始している新たな取り扱いについて適切に実施をお願いしたいと講演は締めくくられた。

特別講演

もはや人間より分かり易く文書内容を説明してくれる Claude3以後搭載のRAG



メタデータ株式会社 代表取締役社長 ^{のむら なおゆき}野村 直之 氏

Claude3以降に搭載された「RAG (Retrieval-Augmented Generation)」は、生成AIの文書理解に企業内情報など独自の検索モデルを組み合わせ、より最適で人間らしい回答を提供する技術である。本ウェビナーでは、この「RAG」によりどのようなことが実現できるかについて、その特徴や精度向上の仕組みなどデモンストレーションを交えて紹介し、更なる「RAG」技術の発展による問題解決の可能性や高度なナレッジマネジメントの実現について解説する。

本ウェビナーは、Claude3を呼び出す「RAG (Retrieval-Augmented Generation)」が人間よりも分かり易い文書を提供してくれる生成AIの現状についての解説となっている。

まずRAG自体は、企業内など独自の文書情報を前処理として言語処理エンジンが解析し、質問文に関連深いものに絞って生成AIに情報提供する技術である。いまや芥川賞受賞作でもChatGPTが活用されるようになり、これまでAIが苦手と言われてきた「文章を磨く」というクリエイティブな分野でも活用され、人間よりも優れていると思わされるようになってきている。とくに近年ではさまざまな生成AIモデルが出てきているが、中でもClaude3は文章の自然さや人間らしさの表現をアウトプットする点では、他と比べて抜きん出ているという。

次に、Claude3とGeminiにパロディ小説を書かせてみた結果の比較を紹介している。Claude3は著作権侵害を避けているような内容で書いてくれているのに対し、GeminiはClaude3より執筆速度は速いものの、小説というより台本のような見出し付きの書き方となっている。さらにGeminiとClaude3とCPT-4に小説の誤字や表記ゆれの発見についての比較についてもデモを交えて解説を行った。これらの結果としてClaude3が文字の校正が一番優秀であり、今後の文書マネジメントにも大きく役立つの

ではと野村氏は話されている。

また、RAGはナレッジマネジメントやデータ管理で人々を支援することについても説明。通常の生成AIは大量に情報を送ると回答に迷うことがあり、時間やコストもかかるが、RAGは大量のマニュアル群の中から回答候補を十数件程度に絞り込み生成AIに提供することで、正確性、処理速度が向上し生成AIを支援するという。

なおユーザー視点では、ChatBridというメタデータ社の大規模知識対応のRAGは複数の専門知識ボットを内容によって自動で切り替えることができるマルチコンシェルジュのような役割を果たすことが説明されている。オープンな生成AIでは企業独自の情報は曖昧な結果が返ってくることが多いが、RAGではオープンな環境にはない企業独自のデータを活用できるため、それらの内容が取り込まれた正確な結果が返ってくる。これがRAGの最大のポイントである。またClaude3は、生成AIの中でも特に日本語の精度がよく、コンテキストや視点を踏まえた自然な表現力に優れており、数値には表れない良さがあると解説されている。

最後に、RAGは類似検索の言語処理技術などをうまく使うことで今後さらに精度を高めていく余地があり、素晴らしいものになっていくだろうと語られて講演は締めくくられた。

特別講演

ChatGPTとノーコードの融合で創り出す 新たなDXの世界

アステリア株式会社 CXO (最高変革責任者) 首席エバンジェリスト なか やま い わ お
一般社団法人ノーコード推進協会 代表理事 **中山 五輪男** 氏



日本企業の現場においては各種業務アプリの開発などをほとんど外部のIT企業に委託しており、これではお金がいくらあっても足りない。これからはノーコードツールで社員自らがアプリ開発する時代である。また日本のビジネスの現場では生成AIの活用が不十分だと指摘されている。今回の講演では、企業におけるChatGPTとノーコードの効果的な活用法について、デモや事例映像などを用いながら詳しく紹介している。

最初の章では、AIの中の”判断系AI”と”生成系AI”で、生成系AIの代表格である「ChatGPT」について解説が行われた。ChatGPTの回答は、ネットから学習した膨大なデータの中から確率に基づき作成された文書に過ぎず、価値観や考えを持って発言したものではない。そのためChatGPTの回答は正しいとは限らない。事実チェックは必ず人の手で行う必要があると語られている。

なお、動画の中では以下4つのデモが実施された。

- ・文書作成：契約書を作成し提示したもの
- ・企画案：講演のアジェンダを時間配分含め提示したもの
- ・アイデア出し：複数の道具を提示し、面白い商品の開発案を提示したもの
- ・プログラミング：オセロのプログラムを提示したもの

最近のプログラミングを例にとると、ベースをChatGPTにしてもらい大枠を作成後、詳細な部分を手動で行うケースが多い。なお、ChatGPTを利用する場合には、テーマを深掘し、細かく条件を記載し伝えることが重要である。そうすることで、例えば提示された経営課題に対するの解決策も、プロジェクト体制やコスト面含め回答をしてくれると解説されている。また、質問(プロンプト)の肝は、5W2Hを大事にするとよいとのこと。業務を削減されている例としては、ファミリーマートが挙げられた。各種アンケート集計作業や社員教育資料の作成、問い合

わせ対応などにより50%の削減を実現しているという。

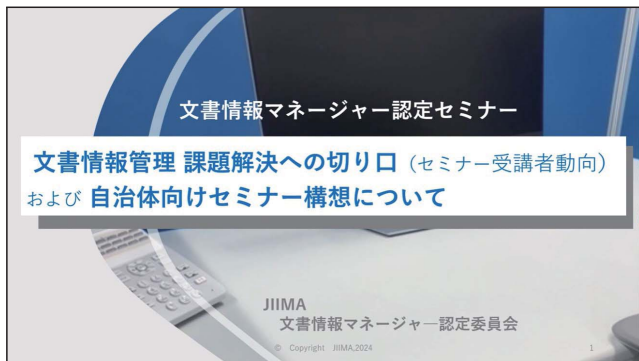
次の章では、「DXが進まない理由」について、2018年からDXという言葉は広まったがなかなか進んでいないとし、「「ノーコード」で進める現場DX」について解説されている。ノーコードとは、「ノンプログラミング」のことで、プログラムを書かずにアプリやWebサイトをつくらしたり、システム連携したりすることである。ノーコードツールは世の中に複数存在しており、その1例としてモバイルアプリ作成ツール「Platio (プラティオ)」のテンプレートを利用し3分でアプリを作成するデモが公開された。

さらに、「ChatGPTとノーコードの組み合わせでアプリ開発の効率が劇的にアップする」ことについて解説されている。その例として、ビジネスホテルの経営者が客室の清掃点検アプリを作成するにあたり、必要な項目をChatGPTへ確認し、その項目をもとにノーコードでアプリを作成する方法である。実際これにより、誰もが簡単に必要なアプリ作成をすることが可能だということ。なお、アプリ開発などによりクラウド利用をしすぎた場合、「データの分散化」が起こってしまうため、データ連携をする方法も必要であることが注意されている。例として、(株)ナック様がkintoneとPlatioを連携させ、簡単にデータ連携を行うことが可能なことについてご紹介されている。

最後の章では、ノーコード推進協会について説明が行われ、中山氏の協会ビジョンについて話され講演は締めくくられた。



文書情報管理 課題解決への切り口（セミナー受講者動向） および 自治体向けセミナー構想について



文書情報マネージャー認定委員会 副委員長 **みぞ かみ たく や 溝上 卓也**
事務局 **なか やま ひろ たけ 中山 弘毅**

本講演では、主に以下の2点について説明を行っている。

1. 「文書情報マネージャー認定セミナー」受講者動向から見た文書情報管理における課題とその解決への糸口
2. 2024年6月からの本委員会が開催を構想している「自治体向けに公文書管理セミナー」について

文書情報マネージャー認定委員会（以下、同委員会）では、企業等の組織において、実際に日々業務を遂行しながら文書情報管理に携わっている方、または組織全体をまとめ文書情報マネジメントに取り組んでおられる方、あるいは取り組もうとされている方向けに、年4回の「文書情報マネージャー認定セミナー」を開催している。

1. 認定セミナーの受講者動向

2024年1月1日から、電子帳簿保存法 電子取引の電子保存に関する宥恕期間が終了したこともあり、認定セミナーにもこの準備のために参加されている方が多く見受けられる。

(1) 参加者が現場で突き当たっている壁

参加者が本セミナー受講にあたって抱えている悩みは次のようなものであった。

- ① 上司が文書情報管理の重要性を理解してくれない
 - ・文書管理なんてできて当たり前だろう
- ② 決めごとがない
 - ・人や部署によってやり方が違う。または曖昧なものが多い
 - ・デジタル化やクラウド化は進んだが、新たなルールが間に合っていない
- ③ わが社の仕事の仕方はこのままでいいのか
 - ・世間の流れと自分の働く職場のギャップがもどかしい
 - ・電子化やリモート・ワークを推進しても業務フロー改善に繋がっていない

(2) セミナー参加の目的

このような悩みを持たれたセミナー参加者の目的は図1のように、

- ① 文書情報管理についての基礎知識習得
- ② 文書情報マネジメントの進め方
- ③ 会社情報の属人化への対処

以上がトップ3となっている。また昨今のセキュリティへの関心により、秘密・機密書類管理についての割合も年々高まっている。

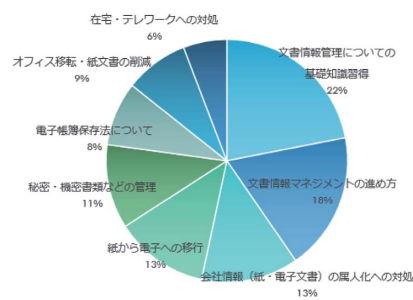


図1 2023年度セミナー参加者 参加目的

(3) 参加部門、部署動向

2023年度は例年に比べ、財務、情報システム部門の方の参加が多い傾向となった。また参加者の職位は課長／係長を中心とし部長や役員クラスの参加もあり、2023年度の特徴としては、管理職の方々が個人の能力アップを目指している傾向が見られた。

(4) ワークショップ、個別相談

認定セミナーでは、参加者の悩みやニーズに応じられるよう、毎年その講演内容をアップデートしている。またワークショップでは、他社の方と悩みや上手いやり方を共有しており、さらには講義だけでは解決の糸口が掴み切れなかった方には個人相談も実施している。

2. 「自治体向けに公文書管理セミナー」構想について

同委員会では、これまで主に民間企業向けに紙文書を含め、電子文書、デジタルシステムなどを含めた認定セミナーを開催してきた。自治体においては、これまでは紙文書中心であったが、これからは次のような観点からも電子文書を中心としたデジタルシステムでの対応が必要となっている。

- ・お手本とする国の公文書管理はデジタルシフト
- ・自治体のフロント業務もデジタルシフト
- ・永年保存文書などの保管場所確保（多くの自治体で書庫が満杯）

一方、ほとんどの自治体では公文書管理の責任者や担当者は専門職ではなく、数年でローテーションする体制となっている。公文書管理、特に電子的な管理については日進月歩の技術をベースとすることもあり、ローテーションで責任者や担当者になったからといって、管理文書の全貌の把握は困難で、各自で勉強しては目今の業務が滞ってしまうという現状がある。

同委員会では、このような自治体の責任者や担当者向けに、これまでの認定セミナーとは別の「自治体向けの公文書管理セ

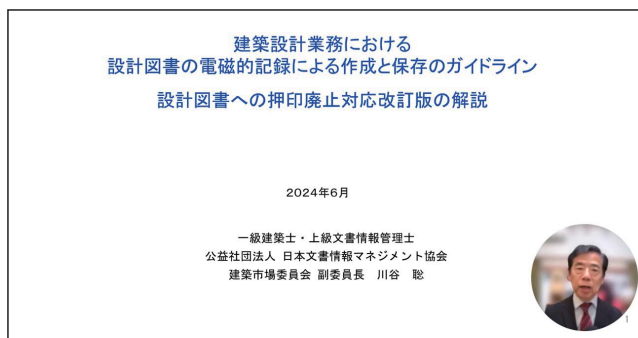
ミナー」を2025年6月から開催すべく、調査、準備を始めている。現段階でのセミナーの構想は以下を予定している。

- ・受講時間：約1日
- ・セミナー形式：WEBによる動画配信
- ・開催頻度：年4回程度

なお11月のJIIMAウェビナーでは、アップデートしたセミナー内容を解説する予定である。

建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン 設計図書への押印廃止対応改訂版の解説

建築市場委員会 副委員長 かわ なに さとし 川谷 聡



建築士法等の規定により、建築設計図書は建築士事務所の開設者が15年間保存しなければならないが、電磁的記録（電子データ）による作成・保存は法的理解が進まなかったことなどから普及してこなかった。JIIMAではこれの普及を目指し『建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン』を2017年に発行。設計図書への押印廃止に対応する大幅改訂版を2023年11月に発行したのでこれを解説する。

本講演では、

- ・ガイドラインVer.2.0（2023年11月発行）の押印廃止に伴う主な改訂点
- ・建築物の図書に関する主要三法と保存すべき法定図面類
- ・「建築士法」における保存すべき設計図書と、電磁的記録による保存の要件
- ・タイムスタンプ概説
- ・図書の電磁的記録による作成と保存に関するガイドライン推奨
- ・工事監理報告書の保存と建築主への報告に関するガイドライン推奨
- ・建築士事務所からのよくある質問についてのQ&A（6問）

の順に話を進めた。

最も重要となる設計図書の電磁的記録による保存の要件としては、国交省建築指導課通知により「書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合には、当該電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすること。」とあり、これを実現するためのガイドライン記載について下記の二つの方法を詳細に解説した。

1. 「ドキュメント管理システムで作成時と同じ状態であることを確認する方法」

許可された者による改ざんを防止するためには、保存図書への参照は実施しても編集はしていないことが分かるアクセスログの15年間にわたる記録の保存や、あるいはデータを改ざ

んしていないことが証明できる仕組みでのバックアップが必要となる。例えば、市販もしくは同等のドキュメント管理システム等の利用が考えられる。

2. 「PDFファイル単位で作成時と同じ状態であることを確認する方法」

記名済みの設計図書PDFファイル（ファイル内の図書は1枚でも複数枚でも良い）にデジタル署名方式のタイムスタンプを付与すれば、PDF閲覧ソフトであるアドビ社のAcrobat Reader（無償）を使って図書を閲覧するだけで当該設計図書が第三者により改ざんされていないことを証明することができる。

タイムスタンプを付与された設計図書PDFファイルは、PDF単体で作成時と同じ状態であることが確認できる。タイムスタンプの有効期間は概ね10年であることから、15年間の保存の場合、5年以上10年以内に追加のタイムスタンプを付与する。

次に、工事監理報告書について、建築主に電磁的記録で提出する場合は「PDFファイルにタイムスタンプを付与する措置」をガイドラインで推奨していることの解説を行った。

最後に、「建築士法」における設計図書の保存に関して、建築士事務所からの質問の多い項目6問についてQ&A形式で解説を行い、理解を深めていただいた。

「JIIMAに関するアンケート」の結果報告

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は、当初は日本マイクロ写真協会（JMA）として設立され、昨年65周年を迎えました。今日に至るまでに、文書情報管理士や文書情報マネージャーの資格制度の発足、JIIMA製品認証制度の開始、文書情報マネジメントに関するセミナーの開催など、さまざまな事業活動を行ってきております。今後も文書情報マネジメントの普及啓発活動を通じてより社会に貢献できる団体を目指して、「JIIMAに関するアンケート」を実施しました。

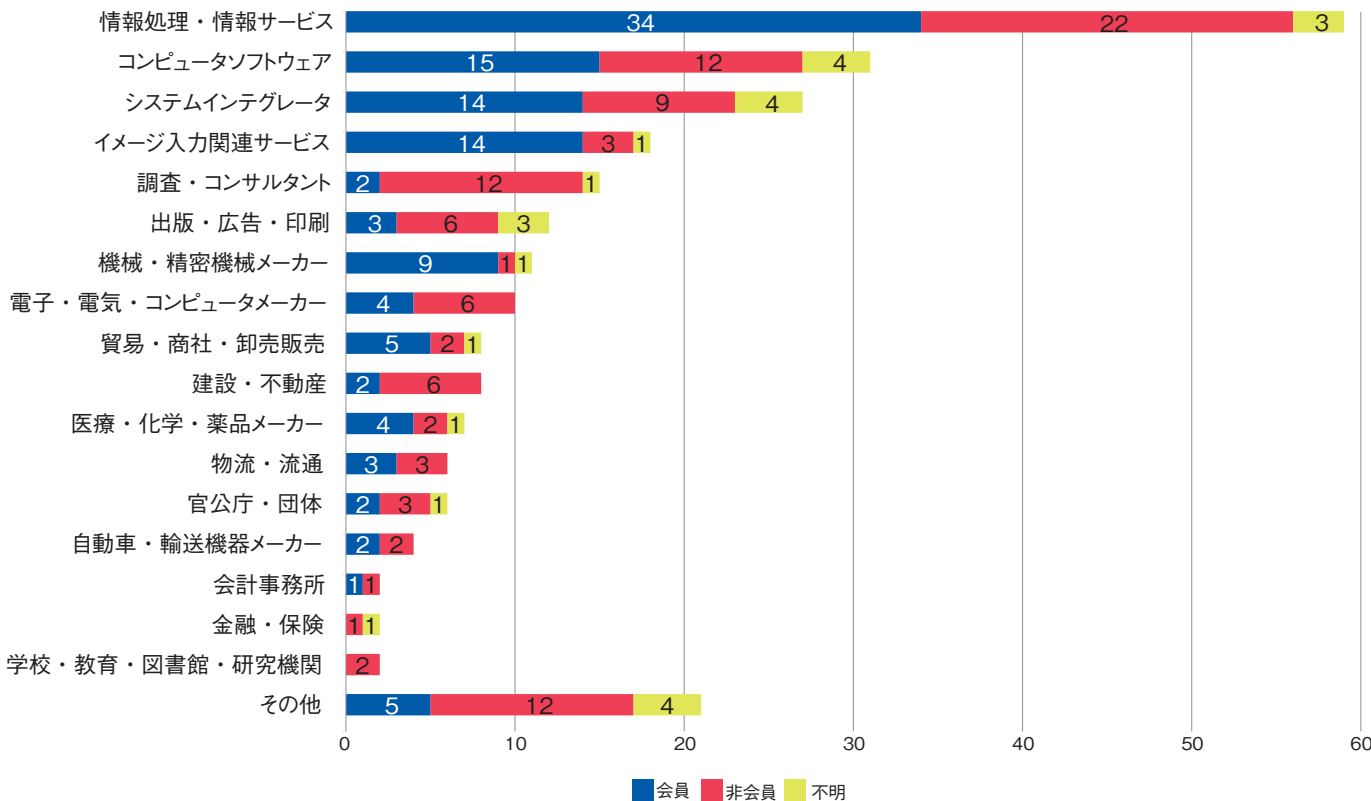
今回のアンケートでは、メルマガや機関誌IM購読者、ウェブサイトを訪れる方を対象に全国から174件の回答をいただきましたので、その集計結果を抜粋して紹介させていただきます。

【アンケート調査概要】

- 調査主催：JIIMA
- 調査対象：JIIMA会員企業、関係団体、サイト閲覧者、メールマガジン登録者
- 調査期間：2024年4月1日～2024年5月10日
- 調査方法：オンライン上でのアンケート調査
- 回答数：174件
- 調査内容：セミナー等で取り上げてほしいテーマやJIIMAの満足度調査等
- プロフィール
 回答比率：JIIMA会員41.4%、非会員48.3%、不明10.3%
 会社所在地：北海道地方0.6%、東北地方3.4%、関東地方67.2%、中部地方11.5%、
 近畿地方7.5%、中国地方2.3%、四国地方2.3%、九州地方4%、その他（海外等）1.2%
- 業種／部門：本文資料参照

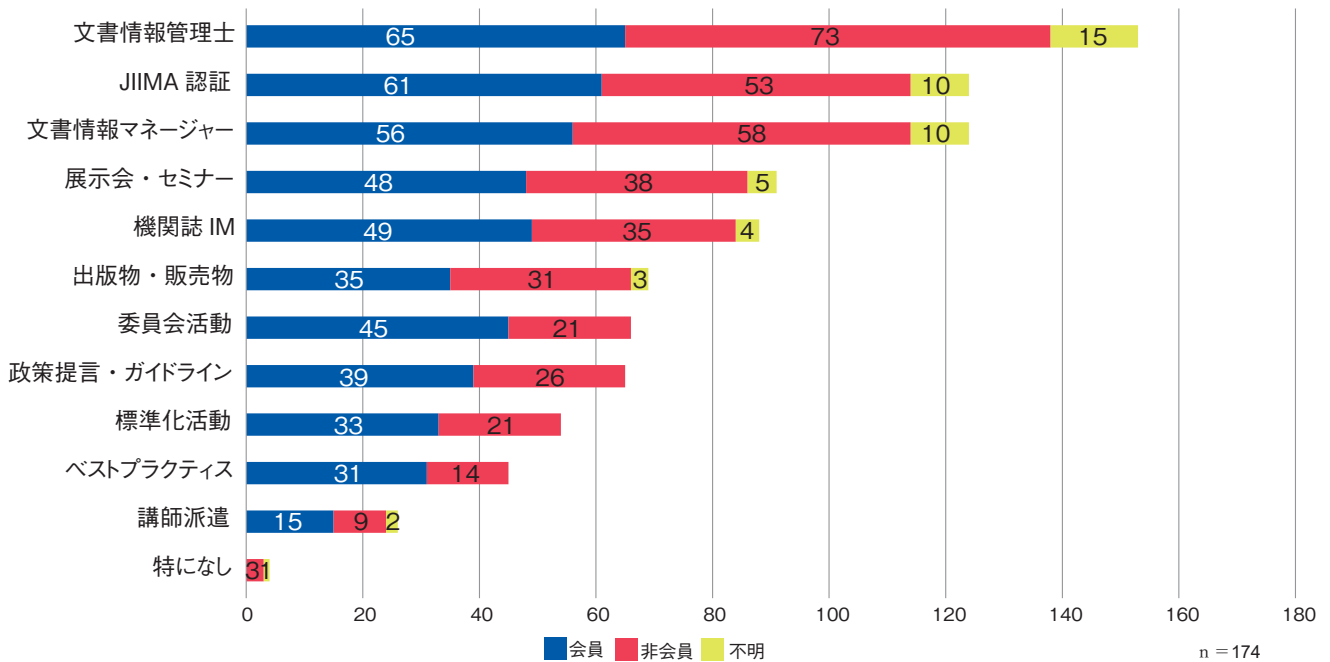
アンケート回答者の業種について

Q. あなたが勤務している企業の業種はなんですか？



JIIMAの活動内容について

Q. JIIMAの活動内容で知っている活動はありますか？(複数回答可)

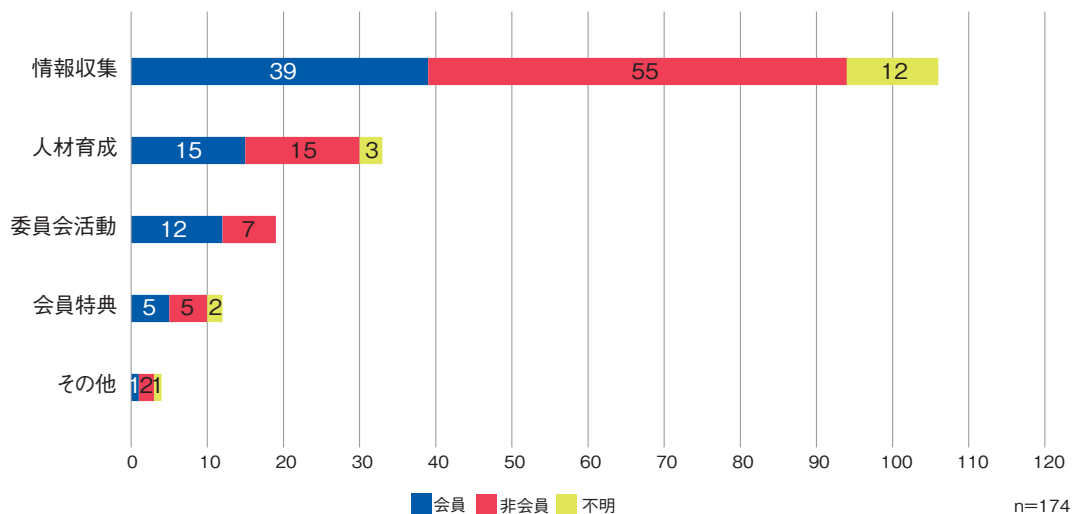


●「文書情報管理士」がトップ

会員、非会員、その他不明の方にかかわらず、JIIMAの活動内容でもっとも知られているのは、文書情報管理士やセミナー等の外部に発信している活動の認知度が高い結果となりました。

JIIMAに期待していることについて

Q. JIIMAに期待していることはなんですか？



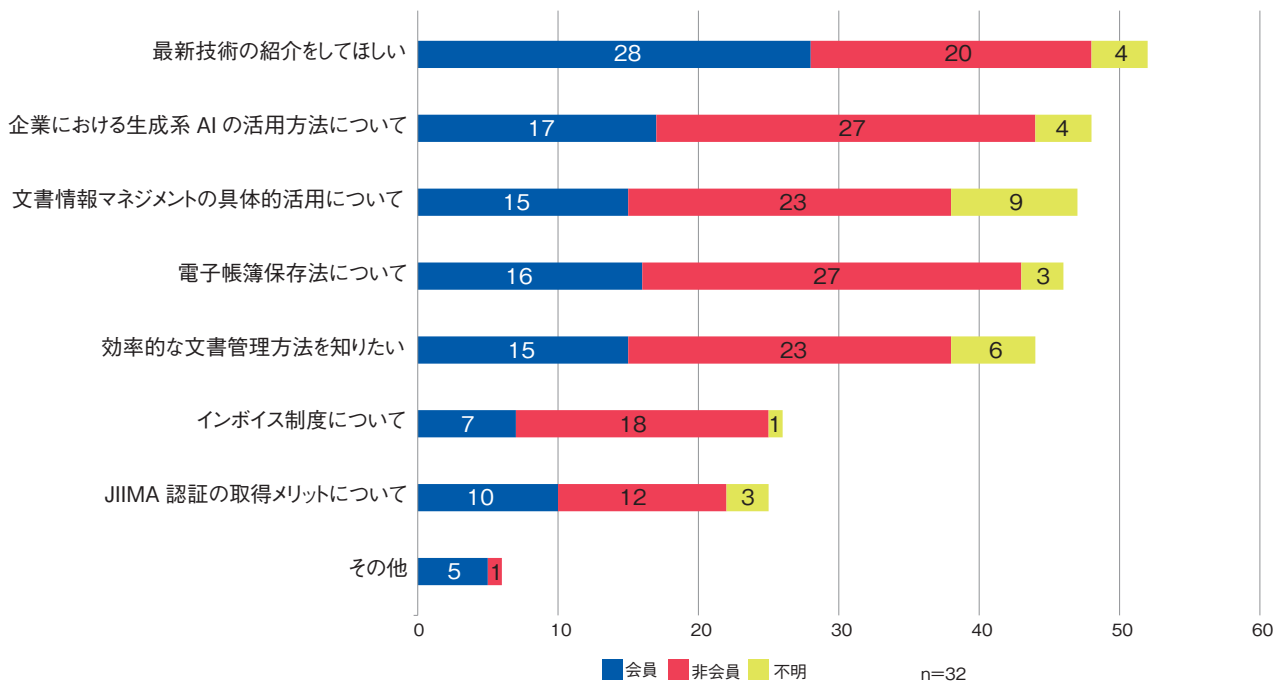
●JIIMAからの「情報収集」が多く求められている

全体の約6割以上が「情報収集」と答えており、非会員の方でもその傾向が強い結果となりました。次に、「人材育成」、「委員会活動」と続いています。

次の項目より、JIIMAに期待していることについて、具体的に記載していきます。

「情報収集」とお答えになった方の意見

Q. 今後、JIIMAのセミナーやガイドライン等で大きく取り上げてほしいテーマはありますか？（複数回答可）



●「最新技術の紹介をしてほしい」がトップ

JIIMAに「情報収集」を期待していると答えられた方の中でも「最新技術の紹介」がもっとも多い結果となりました。ついで「企業における生成系AIの活用方法」や「文書情報マネジメントの具体的活用について」が続く形となりました。

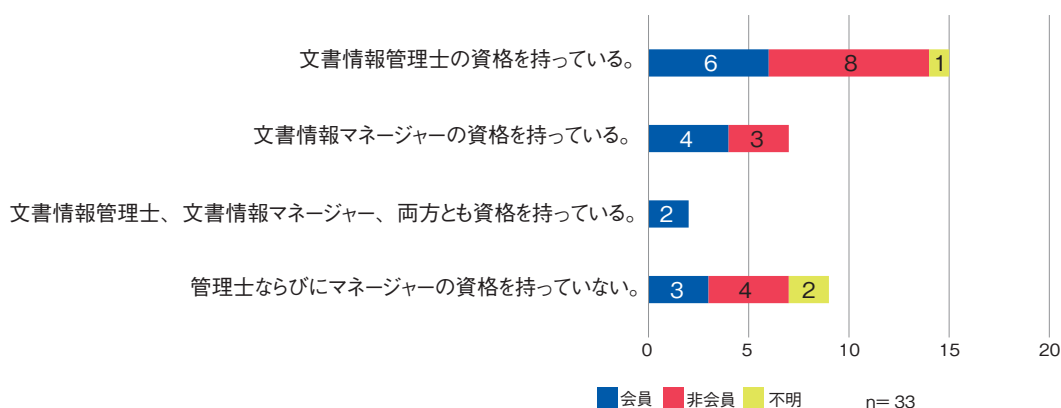
Q. 情報収集において、具体的にJIIMAに行ってほしい活動はありますか？（自由記述）

〈自由記述欄にいただいた意見をまとめて、箇条書きにしています n=19〉

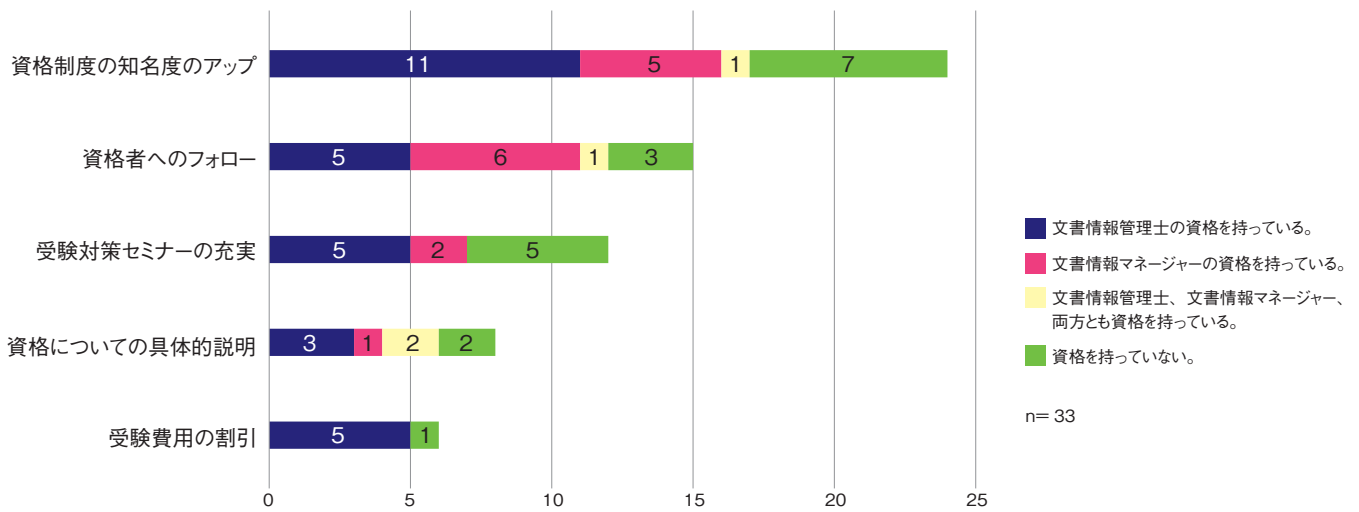
- ・JIIMA認証取得製品利用のPR
- ・海外の事例、市場動向などの紹介
- ・政府のDX推進に対する政策やガイドライン等の提言
- ・地域セミナーの開催
- ・法改正など、最新動向の案内

「人材育成」とお答えになった方の意見

Q. 文書情報管理士、または文書情報マネージャーの資格はお持ちですか？



Q. 文書情報管理士、文書情報マネージャーの資格試験について、求めていることはなんですか？（複数回答可）



●「知名度アップ」を目指す

「人材育成」とお答えになった方のうち、「資格制度の知名度のアップ」を期待している人が7割以上いることがわかりました。ついで「資格者へのフォロー」も半数近くに上ります。続いて「受験対策セミナーの充実」や「資格についての具体的説明」となっています。

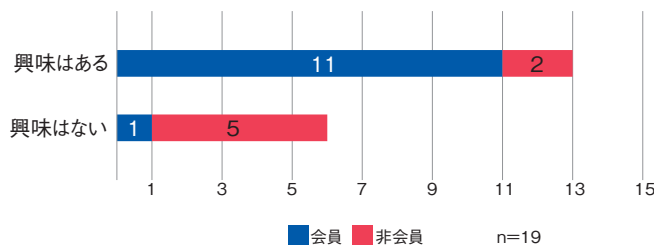
Q. 人材育成において、具体的にJIIMAに行ってほしい活動はありますか？（自由記述）

〈自由記述欄にいただいた意見をまとめて、箇条書きにしています n=7〉

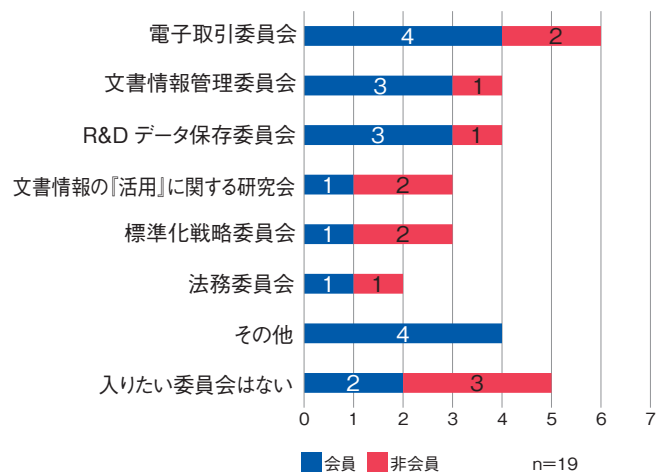
- ・DX関連のセミナー、最新技術の紹介セミナー等
- ・活躍している方の体験など文書情報管理士の活躍貢献度
- ・資格の認知度向上と、エンドユーザーへの文書管理、電子化などの意義の啓蒙
- ・資格者に対して定期的な情報発信

「委員会活動」とお答えになった方の意見

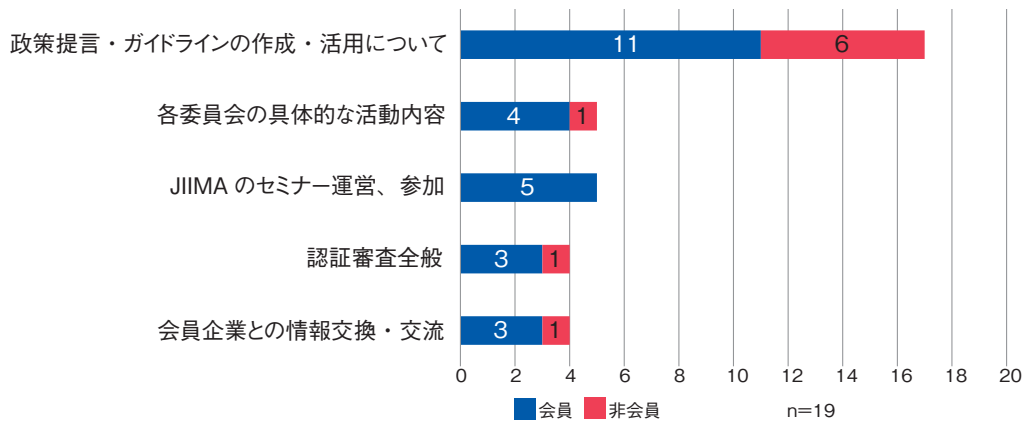
Q. JIIMAの委員会活動への参加に興味はありますか？



Q. JIIMAの委員会活動で参加してみたい委員会はありますか？（複数回答可）



Q. 「委員会活動」について、より知りたいことはなんですか？（複数回答可）



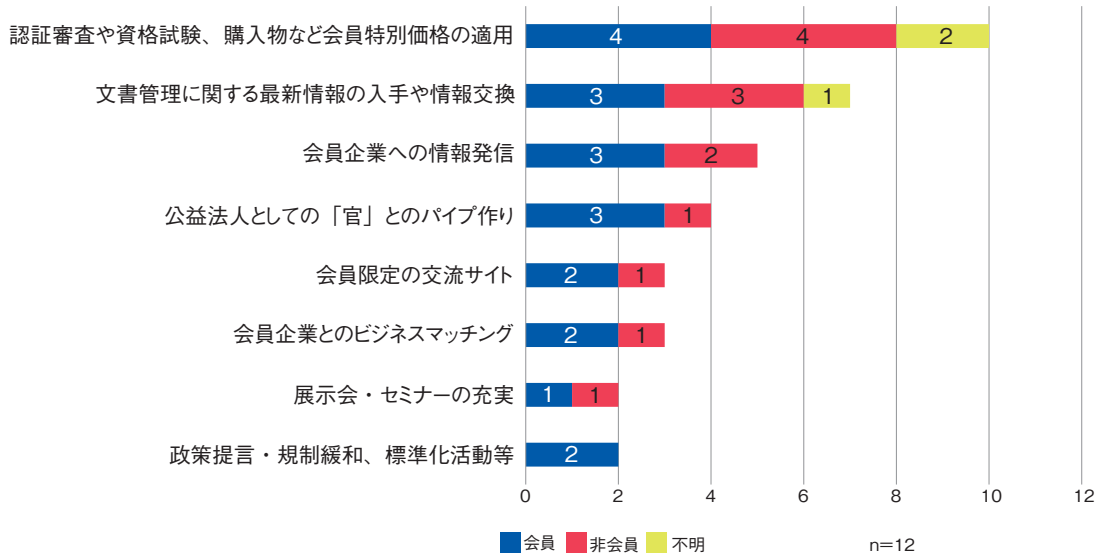
●JIIMAの「委員会活動」とは

JIIMAでは、会員企業から選ばれた方々が集まって委員会を構成しており、事業活動の大半はそれら委員会が事務局と連携して行っています。会員企業の方の多くは委員会活動に「興味がある」と回答しており、その中でも「電子取引委員会」が最多となりました。次に、「入りたい委員会はない」という回答も見受けられました。

なお、「委員会活動」についてより知りたいこととして、「政策提言・ガイドラインの作成・活用について」がトップとなりました。

「会員特典」とお答えになった方の意見

Q. 会員特典として充実してほしい項目はなんですか？（複数回答可）



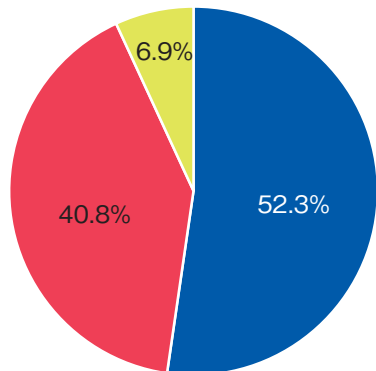
●会員特別価格の適用

JIIMAに求めることで「会員特典」を望まれている方の多くが、「会員特別価格の適用」であることがわかりました。次に求められていることが「文書管理に関する最新情報の入手や情報交換」となっています。

なお、JIIMA会員になるとセミナーや資格試験、認証審査、購入物等で会員価格が適用されます。また、会員同士の情報交換やビジネスマッチングの場などにも参加することができます。

JIIMAに関する満足度

Q. JIIMAに対するあなたの満足度を評価してください。



● 7～10点
● 4～6点
● 1～3点 n=174

Q. 前述の満足度の回答について、理由などありましたら記載をお願いします。また、その他JIIMAに関するご意見・ご要望などがありましたらあわせてお書きください。(自由記述)

〈自由記述欄にいただいた意見をまとめて、箇条書きにしています n=35〉

- ・インボイスと電子帳簿保存法以外の情報発信
- ・電子帳簿保存法以外にも、エンドユーザーを巻き込んだ活動
- ・電子情報の管理に関する具体的な活動事例の紹介
- ・JIIMA認証の進捗状況の明確化
- ・会員間の交流、協業マッチングサービス
- ・情報収集の機会の増加
- ・国内の法規制だけでなく海外の規制や事例の紹介
- ・業務の成果に直接的に結びつくものの紹介
- ・政策提言・法整備の支援業務の強化
- ・文書情報管理士の認知度アップ
- ・文書情報管理士の就職役立ち度の宣伝
- ・文書情報管理士の更新料や教材費が負担軽減

最後に

このたびは「JIIMAに関するアンケート」につきまして、皆様からの貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。

私たちJIIMAのミッションは「文書情報マネジメントの普及啓発に関する事業を行い、文書情報を利用者に貢献するとともに関連産業振興を図る」ことです。今後も皆様のご意見を参考に、お役に立てるような情報を検討し発信していきます。皆様と共に、“文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速させリードする協会”を作り上げられればと思いますので、今後ともご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171 (文書管理アプリケーション) の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は199社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品 (解像力試験標板、試験図票、ターゲット) が割引価格で購入できます。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

DX時代のオープンソースソフトウェア考 =「2023年度 OLL Awards」から、 2人のエキスパートが読み解くOSSの現在地=

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おくだいら ひとし 奥平等

前編ではOLL理事の湯澤 一比古氏とOSSAJ会長の橋本 明彦氏に、OSSの本質とそのポテンシャルを踏まえて、「DXとOSS」における現在地について語っていただいた。今回はOLL Awards受賞者たちの活動から、その方向性を探っていくことにする。

OSS（オープンソースソフトウェア）の適正利用 には、ライセンスへの理解が不可欠

富士通は「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく」というパーパスのもと、持続可能な価値を共創していくためにはOSSが重要な鍵を握っているとして、「Unified Acceleration（プロセッサへの最適化）」、「Web3」、「AI」の分野を中心に新たにオープンソースプロジェクトをリードしていくことを表明している。

その中であってOLL Awards個人部門を受賞した大内 佳子氏は1990年代からOSSに携わり、とりわけソフトウェア開発企業にとって障壁の1つとなっている「OSSライセンス」について探究し、その啓蒙活動を続けてきた。現在はコーポレートの知財（知的財産）部門に所属し、著作権や契約での知財情報などに関する相談対応を担っている。

きっかけはインターネットの普及とともに注目されたフリーウェアの取り扱いについて、当時はSE部門にて社内コーポレート部門（知財部門）と協議しながら、開発現場に情報提供する役割を担ったことだった。それが2000年代になると社内でもOSSに対する認識が高まり、知財部門の指令のもと、その調査・研究に没頭するようになったという。

最初の取り組みは、ライセンス文書の読み合わせだった。しかしながら、OSSは基本的に海外発がほとんどであったため、ドキュメントは英語。しかも、どの国の法律が適用されるかという越境問題、特許条項を持つライセンスの許諾内容の解釈など、日本語に翻訳するだけでは解決できないことも多々あった。そこでセミナーなどに積極的に参加して、多くの弁護士に質問を投げ掛けたが、その解釈は決して一様ではなかったという。

OSSもまた、他のソフトウェアと同様に著作権で保護されている。著作権者は、OSSにライセンスを添付し、OSSの利用者がそのライセンス条件を遵守することを前提に、OSSの活用者へ当該OSSの利用を許諾することとなる。つまり、OSSだからと

いって何でも自由にできるわけではなく、利用する際にはライセンス条件を理解し、遵守する必要があるのだ。当然、ライセンスを遵守しなければコンプライアンス違反となり、著作権者からの許諾が終了となり、利用していたOSSの活用ができなくなる。そればかりか、訴訟に至るなど、企業としての信用失墜に繋がる可能性まである。富士通はその対応・対策の重要性を踏まえ、知財部門を通じて大内氏のチームに白羽の矢を立てたのだ。

転機となったのは、2007年6月に米国・Free Software Foundation（FSF）がOSS向けライセンス方式である「GPLv3（GNU General Public License 第3版）」を公開したことだった。1991年にGPLv2が公開されて以来、約16年ぶりの全面改訂となったGPLv3は、「ソフトウェアを自由に利用できるようにする」という基本精神を引き継ぎつつ、特に新技術への対応ソフトウェア特許への対抗を盛り込むとともに、よりグローバルな視点で法的精緻性を補完した。そのため、多くのOSS開発プロジェクトが対応を表明し、世界的にOSSへの機運が高まっていくことになる。

「GPLv3が公開されて以降、インターネットや書籍を通じて、かなりの情報を収集できるようになりました。そこで自分なりにOSSに適用されるライセンスの調査を始め、社内でOSSライセンスに関することを共有できるデータベースの構築に取り組みました。2010年代になると、社内コミュニティでもOSSに関する議論が活発化し、相談案件が増えていった際には、このデータベースが“相談窓口のシステム”として機能していくようになっていきました」（大内氏）

次なるターニングポイントは、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）のリーガルWGへの参加だった。OSSライセンスの師と仰いでいたコーポレート知財部門の上司が異動となり、大内氏がその代わりに務めることになったのである。IPAでは、欧米並みに最新技術を迅速に導入し、安定した技術の導入を促す

ことを目的に、早期からOSSがITの共通言語となるよう、国内外の有益な情報を発信してきた。その根底には、日本においては日本語のOSS情報が十分でなく、無償によるコストメリットのみが注目されていたからだ。そのための情報を把握・分析して発信していたのがリーガルWGである。

当初、レベルの違いを感じて躊躇していた大内氏だが、「むしろ、専門家ではない人の目線が情報提供のポイント」と説得され、同WGで「OSSライセンス遵守活動のソフトウェアライフサイクルプロセスへの組込み」のドキュメント作成に携わることとなった。結果、そこで培って経験とスキルを活かして、OSS社内システムを全社展開するとともに、OSS利用のガイドライン作成などを進めていった。

さらに2015年からはSOFTIC（一般社団法人ソフトウェア情報センター）の「IoT時代におけるOSSの利用と法的リスクに関する検討委員会」に参加。ITベンダーや弁護士との協業のもと、2018年にベンダーの疑問を基軸とする「IoT時代におけるOSSの利用と法的諸問題 Q&A集^{※1}」を完成させ、公開させる。

OLLでの活動も目覚ましく、2015年より「技術用語解説分科会」を立ち上げ、「OSSライセンスを理解するためのIT用語の基礎知識（法務・知財部門向け）」を出版。また、2016年からは「ライセンス深掘り勉強会」の名前でOSSライセンスの熟読会の運営を牽引。最近では「OSSライセンスうっかりミス防止研究会」を立ち上げるなど、ライセンス研究を中心に精力的な取り組みを展開している。また、本アワードで2018年には団体表彰された「OpenChain Japan Work Group FAQ Subgroup」を立ち上げ、現在も活動の中心メンバーの一人である。

「OSSを適正に利用していくためには、ライセンスへの理解が不可欠です。しかし、優秀なエンジニアの人たちが、ラ



富士通株式会社 ビジネス法務・知財本部 グローバルビジネス法務部
法務・知財ビジネス推進センター 知的財産管理技能士
大内 佳子 氏

イセンス遵守のために多くの工数を費やしてしまっただけでは本末転倒です。それだけに今後も、多くの人たちと協力しながら、システマチックにOSSライセンス条件を遵守できるような環境整備に取り組んでいきます」(大内氏)

ソフトウェア可視化に向けたSBOMの存在

同じく本アワードの個人部門を受賞した日立ソリューションズの渡邊 歩氏は、ITプラットフォーム事業部 デジタルソリューション本部 プロセス改善ソリューション部の部長である。その名刺には「シニアOSSスペシャリスト」という肩書が記されている。

「システムインテグレータである当社において、肩書にOSSという言葉が示されたのは、初めてのことでした。逆にいえば、それだけ会社がOSSのポジショニングを認知し、ビジネス領域として真剣に取り組もうとしていることの表れだと考えています。私は10年前からOSSの商材担当として、そのライセンスやエコシステム構築、コミュニティ活動の運営などに携わってきましたが、特にここ数年、さまざまな業界・業種でOSSへの期待が高まりつつあることを肌で感じています」(渡邊氏)

その背景として渡邊氏は、経済産業省の動きをあげる。2023年7月28日に公開された「ソフトウェア管理に向けたSBOM（Software Bill of Materials：ソフトウェア部品表）の導入に関する手引」というガイドラインである。ソフトウェアサプライチェーンが複雑化する中であって、急激に脅威が増しているソフトウェアのセキュリティを確保しながら、脆弱性管理やサプライチェーンリスクマネジメントの向上を図ろうとする施策である。

同ガイドラインは商務情報政策局 サイバーセキュリティ課主導で策定されたことからセキュリティ対応の意味合いが色濃く反映されている。ただし、ここでのポイントは、SBOMがソフトウェアの構成要素を可視化する手段であるということだ。つまり、SBOMの導入により、OSSの課題だったサプライチェーンや脆弱性の把握が可能になれば、その存在感はさらに増していくに違いない。渡邊氏は同ガイドライン策定の民間メンバーとして参画し、社内で「OSS管理ソリューション」を立ち上げ、企業のOSS利活用コンサルティングを提供してきた経験から、その可能性を引き出すことに注力してきたという。

なお、SBOMは、2021年5月の米国大統領令でSBOMの作成と脆弱性対策を義務付ける条項が盛り込まれるなど、企業にとってその導入は世界的な趨勢となってきている。その中で経

※1 https://www.softic.or.jp/ossqa/all_180328_mc.pdf

経済産業省がガイドラインを示したインパクトは大きく、ソフトウェア関連企業はもちろん、製造業をはじめとするユーザー企業の注目度も高い。

渡邊氏は、このことを象徴する事例として、「経産省SBOM導入手引を語る3日間!」と題して2023年12月に同社が主催した「OSSマネジメントフォーラム2023」の盛況ぶりを紹介した。定員500名のリモート開催で実施され、渡邊氏も登壇したこのイベントは、告知後早々に定員に達したというのだ。参加者の業界・業種も幅広く、しかもエンジニアのみならず、企業のマネジメントクラス、法務・レギュレーション担当者が多数参加したという。

「OSSは多くの産業に浸透し、欠かすことのできない存在になっていますが、同時に脆弱性やコンプライアンス面でのリスクも懸念されてきました。経済産業省のガイドラインが後押しとなって、その課題解決策としてSBOMを理解しようとする機運が高まってきていることを実感しました」(渡邊氏)

本イベントの内容は、「Logmi Biz」というWeb媒体で文字起こししたものが公開されている^{※2}。

日立ソリューションズのOSSに対する本気度は、サービス面でも表れている。OSSを組織的に安心・安全に活用するための仕組み構築、管理コストの削減および業務効率の向上を支援する「OSS管理ソリューション」、SBOMの一元管理、各種リスクの検知と対応、ベストプラクティスの適用や情報分析・活用を支援する「SBOM管理サービス」などをプラットフォームとして立ち上げ、「OSS×SBOM」でユーザー企業におけるソフトウェアの世界を深化させようとしている。

今回、渡邊氏はOSS普及に向けての講演活動ならびに情報発信が高く評価され、Awardsに選出された。そのスタン

スにはシニアOSSスペシャリストとしてだけでなく、SBOMエバンジェリストとして、さらには後述する団体褒章のOpenChain公式認定パートナーとして、OSSを牽引していこうという気概が満ち溢れていた。

エストニアで知ったOSSの真髄

3人目は高知県高知市の株式会社ソフトビレッジの代表取締役として、ITによる地域課題の解決に取り組む片岡 幸人氏。同時に片岡氏は東京本社の株式会社ダクソフトの高知スマートオフィス チーフディレクター、高知県内自治体のICTアドバイザーという顔を併せ持つ。加えてコミュニティの主要運営メンバーとして、クラウドコンピューティング関連の「JAWS-UG 高知」、ノーコードプログラミングの「kintone Café 高知」、IoT関連「SORACOM-UG 四国」など、多様なテクノロジーの普及促進に携わっている。

まさにマルチワーカーともいえる片岡氏がOSSへの傾倒を深めていく過程には、2014年にエストニアでスタートした世界初の電子住民プログラム「e-Residency」の衝撃があった。

物理的に居住していなくてもバーチャル(電子的)にエストニアの住人になって、市民サービスが受けられるというこの制度は、単に電子政府として先進的であっただけでなく、これまで同一線上にあった「居住地」と「制度」の概念を一変させる。事実上、法人税率0%のエストニアで登記してビジネスをすれば、圧倒的な国際競争力が得られるなどという点でも注目を集めた。地方発の取り組みを進める片岡氏が、距離という物理的課題を超越したエストニアの施策に着目したのは言うまでもないことだった。

エストニアの電子政府に関する書籍を片っ端から読み、勉強していたところ、思わぬ機会が訪れた。当時ICTアドバイザーをしていた関係から、現地を視察することになったのだ。中世の都市ならではの文化と食事を堪能しつつ、IT活用の状況を調査し、理解を深めていく中で改めて思い知らされたのが、電子政府・電子行政といった国家の根源に関わるシステムのバックボーンを支えるテクノロジーがOSSで構成されていたことだった。

「その象徴的ともいえるのが、“X-Road (エクスロード)”と呼ばれるエストニア生まれのデータ連携基盤です。省庁や行政機関のデータベース連携をインターネット経由で実現するX-Roadはまさしくオープンソースで、エストニアでは民間でも広く使われており、日本でもスマートシティなどのデー



株式会社日立ソリューションズ ITプラットフォーム事業部
デジタルソリューション本部 プロセス改善ソリューション部部長
シニアOSSスペシャリスト SBOMエバンジェリスト
渡邊 歩氏

※2 参考URL : <https://logmi.jp/>



株式会社ソフトビレッジ代表取締役 片岡 幸人氏

タ連携基盤として採用されています。また、電子政府に求められるデータの信頼性はブロックチェーンで担保されており、このコードもGitHubで公開されています。このようなOSSの現状を目の当たりにして、これは情報発信しなければならぬと感じました」(片岡氏)

エストニアでの体験を、片岡氏は2021年に開催されたOSSAJのセミナーで克明にレポートした。このようなOSSの啓蒙活動に精力したことが今回の受賞理由の1つとなっているが、片岡氏の活動はさらに続く。そこでのキーワードが「オープンマインド」である。

OSSがオープンであることは当然至極ではあるが、実際には公開されたソースコードばかりに目が行きがちだ。しかし、OSSの本質はビジネスやコミュニティを通じて「進化」させていくことにある。そのためには「OSSに関わる1人ひとりがアウトプットしていくことが肝」と、自身がインターネット上のブログで見つけた「Open Source Is Not Just About Code. How Can You Contribute?」という言葉を用いて力説し、OSSならではのコミュニティの重要性を指摘する。

「OSS資産を有効化・拡大していくためには、Taker（享受者）を増やすだけではだめで、Giver（貢献者）をいかに育てるかということに尽きると思います。Giverとして与える要素が増えるほど、成果や課題の解決方法を含めて、さまざまな資産が蓄積されていくからです。もちろん、最初はTakerでいいのです。それが、周囲のサポートによってGiverになっていく……。これを繰り返すことによって、OSSがどんどんスケールアウト、スケールアップしていき、人を幸せにするソフトウェアの世界が広がっていく、そこがOSSの魅力です。それだけに私は、些細なことでも情報発信していくというスタンスを貫いています」(片岡氏)

前編（機関誌IM7・8月号）でOLL理事・湯澤氏の「OSSはビジネス」という考え方を紹介したが、それを支えているのがOSSならではの「オープンマインド」だ。これがあるからこそ、OSSは研磨され続け、その価値を増幅していくのである。そこを地域発で展開しようとしている片岡氏の活動が、日本におけるこれまで「利用する側の論理」に立脚していたOSSの認識を変化させていく源泉になることを期待する。

OSSの課題や疑問をメインにFAQを作成・公開

同じく本稿の前編に登場したOSSAJ 会長・橋本氏は、「OSSが今日の隆盛に至った上で、The Linux Foundationが果たした役割は大きい」という。サンフランシスコに本拠地を置くLinux Foundationは、オープンソースプロジェクトに関わる持続的なエコシステムを構築し、技術の発展や商業的な活用を促進することを目的に2000年に設立されたコンソーシアム。2018年にFacebook（現Meta）、Google、Uberが同時加入して話題を呼ぶなど、世界中の名立たる開発系企業、そしてOSSの開発者やコミュニティが参加・支援して、OSSプロジェクトのホストや共同開発を促進するための活動を展開している。

今回、団体表彰された「OpenChain Japan Work Group FAQ Subgroup」は、Linux Foundationの公式プロジェクトの1つである「OpenChainプロジェクト」において日本で活動する「OpenChain Japan WG」の分科組織。OpenChainはOSSライセンス コンプライアンスのためのプロセスマネジメントの国際標準策定およびその普及を目指すプロジェクト。その目的（Vision）と役割（Mission）は次の通りだ。

【目的 (Vision)】

OSSが信頼できる形式に整合したコンプライアンス情報とともに流通するサプライチェーンの実現

【役割 (Mission)】

OSSを含むソフトウェアを相互にやり取りする組織間における信頼構築のための基準の提供

その中であって、Japan Work Groupは2017年8月にトヨタ、日立、ソニーなどの大手日本企業がOpenChainに加盟したのを機に、この枠組みを使って、日本ならではの面白いことをしようと、日本語で議論ができる場を設けたのが始まりだ。日本企業同士の日本語によるコミュニティとして、主にオープンソースライセンスとコンプライアンスの課題に関する情報発信を積極的に

行っている。現在は国内80社・200名以上が参加し、「日本語での議論」に加えて「日本語／英語でのアウトプット」を基軸に8つのSubgroupで活動。また、2019年以降に発足した、日本以外のRegional Work Groupとグローバルに相互交流しながらOSS利用の健全化と活性化を進めており、Japan Work Groupはその中核を担っている。

そのSubgroupの1つとして、2018年からOSSの課題や疑問の集約をメインに活動し、著作権やOSSライセンスについて主に初心者向けのFAQを作成・公開しているのが、今回、Awardsに輝いた「FAQ Subgroup」だ。アワードのスピーチで、リーダーを務める島直道氏はその活動を次のように紹介した。

「そもそもOSSはライセンスとコンプライアンスが表裏一体の関係となっています。ライセンスに基づき公開されたソースコードの配布および修正などの利用は自由ですが、ライセンスに適合した使い方がなされていなければリスクが生じるからです。しかし、このリスク管理が極めて難しいのが、OSSの特徴です。そのハードルを低くしていこうというのが、約60名のメンバーで構成される当Subgroupの役割です」(島氏)

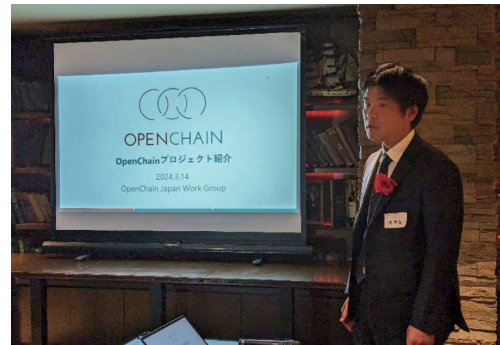
その一環として最初に取り組んだのが、2023年2月に公開した「OSSライセンス関連でよくある誤解 V8.1」で、現在は約60件のFAQを公開している^{※3}。

また、OLLとのコラボレーションのもとに、個別ライセンスのQAを含めた「OSSライセンス簡単FAQ」を作成・公開。バージョンアップを重ねた現在のVersion 6では、約100件のFAQが公開されており、644件(2024年1月12日時点)のダウンロードがある^{※4}。

いずれも、OSSライセンスや著作権まわりの理解向上に貴重な役割を果たしているが、FAQを選定・公開する際の検討ルールもユニークだ。①初心者向けで一般的な内容とする、②解釈がグレーな内容やビジネス毎に判断が必要な内容は記載しない、③弁護士によるレビュー後に公開、④CC0 (Creative Commons Zero) 1.0 Universalで公開、⑤Chatham House Ruleを採用など、あくまでもOSSのハードルを超えようとする側の立場を重んじている。

CC0は科学者や教育関係者、アーティスト、その他の著作権保護コンテンツの作者・所有者が著作権による利益を放棄し、作品を完全にパブリック・ドメインに置く法的ルール。また、Chatham House Ruleとは情報は利用可だがその発信源は秘匿するというルール。ここにはOSSらしさが醸し出されている。

ソフトウェアといえば、これまでは使いやすさやサポート、セキュリティ、互換性などの優位性を踏まえて、Microsoft、Apple、Adobeに代表される、いわゆるクローズドソースがメインストリームだった。しかしながら、厳重な保護のもとにソースコードの所有者のみがコードにアクセスする法的権利を有するクローズドソースはコストやカスタマイズ性という点に問題があった。これに対してグローバルコミュニティによって開発され、課題解決に向けて逐次アップデートされるOSSには、費用対効果のみならず、カスタマイズを含めた互換性・拡張性・革新性が期待された。もちろん、両者ともに一長一短はある。その中でOSSならではのメリットを追求し、デメリットを克服すべき活動を担ってきたOSSコミュニティの存在を忘れてはならない。



OpenChain Japan Work Group FAQ Subgroup リーダー 島直道氏

今回のアワードでの表彰対象は、主として啓蒙・普及活動に貢献している個人・団体となった。その一方で、日本で開発されたプログラミング言語としては初めてISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) とIEC (International Electrotechnical Commission) の共同策定規格 (ISO/IEC30170) として承認された事例となったオープンソースのオブジェクト指向スクリプト言語「Ruby」をはじめ、日本でもOSSの概念に立脚した開発がトレンドになりつつある。湯澤氏・橋本氏の両名は「次回のアワードでは是非、発表・公開する側の人たちを含めて表彰したい」と、日本発のOSSに期待を込めた。

いずれにしても、OSSが正しい理解のもとに活用されることと、日本発の先進的なOSSが世に送られていくことは不可分の関係にある。そこに拍車がかかっていくことが、我が国のDXを加速させる原動力になっていくことは間違いない。

※3 https://github.com/OpenChain-Project/OpenChain-JWG/tree/master/Education_Material/FAQ

※4 https://www.osll.jp/outline/reference/#_33

AI開発・学習段階／生成・利用段階



国際大学GLOCOM客員教授・米国弁護士 城所 岩生

AI開発・学習段階

2024年4月、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会は「AIと著作権に関する考え方について」と題する報告書（以下、「報告書」）をまとめました^{※1}。本連載では報告書の概要を紹介した「AIと著作権に関する考え方について」【概要】^{※2}（以下、「考え方」）をもとに解説しています。考え方は、「AI開発・学習段階」、「生成・利用段階」、「AI生成物の著作物性」の三つの論点に分けて検討しました^{※3}。今回の連載では、前回連載（機関誌IM7・8月号）で紹介した一つ目の論点「AI開発・学習

段階」の残りを紹介した後、二つ目の「生成・利用段階」について解説します。

海賊版等の複製

図1の四角い枠内の最初の■で物理的に著作権侵害を行った者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う規範的行為主体論については、次の「生成・利用段階」でも出てきますので、少し詳しく紹介します。

具体例で解説するのがわかりやすいので、この法理を生み出した最高裁判決を紹介します。1988年、最高裁は使用料を払

「考え方」の概要：AI開発・学習段階



海賊版等の権利侵害複製物をAI学習のために複製することについて

- ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものです。
- AI開発等を行う事業者が、海賊版等と知りながら学習データの収集を行った場合、以下のように、開発された生成AIによる著作権侵害の責任を問われる可能性があります。

- 既存の判例上、物理的に著作権侵害行為を行った者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の責任を負う場合がある（規範的行為主体論）。
- AI開発事業者やAIサービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行った場合、これにより開発された生成AIにより生じる著作権侵害について、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性が高まる。

※ 「考え方」では、どのウェブサイトが海賊版を掲載しているかといった情報が、権利者から事業者に対して提供されることで、事業者が海賊版サイトを認識できるようにし、学習データ収集の対象から除外できるようにするといった取組が望ましい、といったことも示されています。

10

図1 海賊版等の複製

※1 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf

※2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_02.pdf 以下、図2以外の本文中の図はすべてこの資料からです。

※3 前掲注2、4ページ。

わずに楽曲を利用しているカラオケ店の店主の著作権侵害責任を認める判決を下しました。著作権を直接侵害しているのは、無許可の楽曲を歌唱している客で、カラオケ店主は間接的に顧客の侵害行為に寄与しているにすぎませんが、原告のJASRAC（日本音楽著作権協会）としては、ユーザー一人一人を1本釣りで訴えるより、ユーザーにサービスを提供する事業者を訴えた方が一網打尽でユーザーを補足できるので、効果的です。

最高裁は、①客の歌唱を管理し、②営業上の利益増大を意図したことを条件に、演奏の主体であるとして店主に責任を負わせました。これが「カラオケ法理」、あるいは「利用主体拡張法理」とよばれ、侵害行為の場を提供しただけにすぎない者を主体と認定して、侵害責任を課す法理となりました。カラオケ法理は、当時横行したカラオケ店による楽曲の無許諾使用を防ぐため、カラオケ店主を著作物利用行為の主体とみなしました。実際に歌っているのは客ですが、著作権法上の規律維持の観点、言い換えると著作権法上こうあるべきだという観点から、歌っているのは店主だとしたため、規範的行為主体論ともよばれています。

カラオケ法理はその後、カラオケ関連サービスだけでなく、インターネット関連サービスにも広く適用されるようになりました（表1参照）。このため、ネット関連新サービスを提供するベンチャーの起業の芽を摘み取り、日本のデジタル敗戦を招く結果ももたらしました^{※4}。

表1 カラオケ法理が適用されたインターネット関連サービス判決

ファイルログ事件（2005年、東京高裁）
利用者のファイルリストを中央サーバーで管理し、利用者が音楽ファイルを交換できるようにするサービス
録画ネット事件（2005年、東京高裁）
テレビ番組を録画して、インターネットを通じて利用者の所有する端末に転送するサービス
MYUTA事件（2007年、東京地裁）
利用者がインターネットを通じて楽曲の音源を事業者のサーバーにアップロードし、必要に応じて利用者の所有する端末に楽曲をダウンロードするサービス
まねきTV事件（2011年、最高裁）
利用者が預けた機器を通じてテレビ番組をインターネット経由で転送するサービス
ロクラクII事件（2011年、最高裁）
テレビ番組を事業者の機器で受信・録画し、インターネットを通じて利用者の所有する端末に転送するサービス

注：（ ）内は判決の確定した年と裁判所。
 出典：拙著「国破れて著作権法あり～誰がWinnyと日本の未来を葬ったのか」
<http://amzn.to/3F1y5u6>

図1の四角い枠内の二つ目の■「AI関連事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行った場合、これにより開発された生成AIにより生じる著作権侵害について、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性が高まる」とあります。

カラオケ法理誕生時に横行していた使用料を払わずに楽曲を演奏していたカラオケ店主同様、海賊版と知りながら学習データを収集する生成AI事業者を取り締まるためには規範的行為主体論が必要であることは間違いありません。しかし、生成AIの活用が本格化する中、デジタルサービスへの需要が高まるとともに、サービスを提供する米テック企業への支払いなどで国際収支のデジタル赤字が急拡大しています。こうしたデジタル敗戦の悪化を食い止めるためにも規範的行為主体論の過度の依存は避けるべきです。

以上で、一つ目の論点「開発・学習段階」の解説を終え、二つ目のAI生成・利用段階の解説に入ります。

AI生成・利用段階

「開発・学習段階」と「生成・利用段階」の違いについては、報告書に以下の説明があります^{※5}。

なお、開発・学習段階における享受目的の有無については、開発・学習段階における利用行為の時点でどのような目的を有していたと評価されるかが問題となることから、生成・利用段階において、AIが学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第30条の4の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。他方で、生成・利用段階において、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得ると考えられる。

開発・学習段階における享受目的は開発・学習段階で有して

※4 日本のデジタル敗戦については、拙稿「日本のネット敗戦、真犯人は？」
<https://agora-web.jp/archives/230918081557.html>
 および拙稿「日本がIT後進国になったのは「技術力の差」ではない…数多のチャンスすべて潰してきた「著作権法」という闇」参照 <https://president.jp/articles/-/72885>

※5 前掲注1. 21ページ。

いた目的が問題となるため、生成・利用段階において、AIが学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、その事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできないとする一方で、生成・利用段階において、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得るとしています。

著作権侵害の要件：「類似性」と「依拠性」

図2の通りAI生成物の著作権侵害も通常の著作権侵害同様、創作的表現が共通しているかどうかの類似性、既存の著作物に依拠したかどうかの依拠性をもとに判断されるとしています。

AI生成物の場合の「依拠性」

既存の著作物に依拠したかどうかの依拠性については、図3の四角い枠内のとおり、①既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合と②含まれていることが立証できる場合に分けて検討しました。

- ① 含まれているか不明な場合は、最初の■のとおり、「権利者としては『AI利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと』や『生成物に既存の著作物との高度な類似性があること』等を立証すれば、依拠性ありと推認さ

せることができる」としています。

- ② 含まれていることが立証できる場合は、二つ目の■のとおり、「生成AIの開発・学習段階で当該既存の著作物が学習されていた場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していない場合でも、通常、依拠性があったと推認される」としています。

著作権侵害に対して権利者が取り得る措置

侵害に対して権利者が取り得る措置については、図4の通り

①AI利用者に対する請求、②AI開発事業者に対する請求、③AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に対する請求、この三つのケースを検討しました。

- ① AI利用者に対しては、四角い枠内の最初の■のとおり、差止請求に加えて侵害行為による生成物の廃棄請求できます。
- ② AI開発事業に対しては、二つ目の■のとおり、一定の場合（※2参照）に侵害物を生成した生成AIの開発に用いられた学習用データセットから侵害された既存の著作物を除去（廃棄）することを請求できます。
- ③ AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に対しては、三つ目の■のとおり、一定の場合（※3参照）に当該生成AIによる著作権侵害の予防に必要な措置（※4参照）を請求できます。

「考え方」の概要：生成・利用段階



著作権侵害の要件：「類似性」と「依拠性」

- AIを利用して生成した画像等をSNS等にアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合は、通常の著作権侵害と同様の基準で、侵害となるか否かが判断されます。
- すなわち、生成された画像等に既存の画像等（著作物）との類似性（創作的表現が共通していること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められ、かつ、権利制限規定の対象外である場合は、既存の著作物の著作権侵害となります。
- これに対して、AI生成物に、既存の著作物との「類似性」又は「依拠性」が認められない場合、既存の著作物の著作権侵害とはならず、著作権法上は、著作権者の許諾なく著作物を利用することが可能です。また、個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等、権利制限規定の対象となる行為に当たる場合も、利用について許諾は不要です。

図2 著作権侵害の要件：「類似性」と「依拠性」

「考え方」の概要:生成・利用段階

AI生成物の場合の「依拠性」

- 著作権侵害となるための要件としては、既存の著作物との「類似性」と「依拠性」が必要です。「既存の著作物と類似したAI生成物」が生成された場合の依拠性については、以下のように考えられます。

既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合

- 生成物と類似する既存の著作物が学習データに含まれているか不明な場合でも、権利者としては「AI利用者が既存の著作物にアクセス可能であったこと」や「生成物に既存の著作物との高度な類似性があること」等を立証すれば、依拠性ありと推認させることができる(そのため、**既存の著作物が学習データに含まれているか不明でも、依拠性を立証することは可能**)。

既存の著作物が学習データに含まれていることが立証できる場合

- また、生成AIの開発・学習段階で当該既存の著作物が学習されていた場合は、AI利用者が既存の著作物を認識していない場合でも、通常、依拠性があったと推認される※。

※ ただし、当該生成AIについて「学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において出力される状態となっていない」場合には、AI利用者がこの事情を主張・立証することで、依拠性がないと判断される場合はあり得ます。

- また、「AIによる生成物の生成」が適法に行える場合でも、「生成物の利用」(SNSへのアップロード等)まで直ちに適法となるものではなく、場面ごとに適法性の判断※が必要であるため、留意する必要があります。※権利制限規定が適用されるか否か、等

12

図3 AI生成物の場合の「依拠性」

「考え方」の概要:生成・利用段階

著作権侵害に対して権利者が取り得る措置

- 生成物の生成・利用に伴って著作権侵害が生じた場合、既存の著作物の権利者は、以下のような措置を取ることができると考えられます※1。

- 侵害を受けた権利者は、生成AIを利用し著作権侵害をした者に対して「**新たな侵害物の生成の差止め**」、「**既に生成された侵害物の利用(インターネット配信など)の差止め**」といった**差止請求**や、**侵害行為により生成された生成物の廃棄請求**が可能。

- この差止請求等として、一定の場合※2には、AI開発事業者に対して、侵害物を生成した生成AIの開発に用いられた学習用データセットから侵害された既存の著作物を除去(廃棄)することを請求可能。

- また、一定の場合※3には、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に対して、当該生成AIによる著作権侵害の予防に必要な措置※4を請求可能。

※1 権利者によるこれらの請求に対して、具体的にどのような範囲で措置が認められるかは、措置の必要性等に照らし、個別具体的な事案に応じて裁判所により判断されることとなります。

※2 生成物の生成・利用に伴う著作権侵害について、AI開発事業者が行方主体として責任を負う場合であって、侵害物を生成した生成AIの開発に用いられたデータセットが、その後もAI開発に用いられる蓋然性が高い場合。

※3 生成物の生成・利用に伴う著作権侵害について、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者が行方主体として責任を負う場合であって、侵害物を生成した生成AIにより、更なる侵害物が生成される蓋然性が高い場合。

※4 例えば、①特定のプロンプト入力については生成をしないといった措置、あるいは、②当該生成AIの学習に用いられた著作物の類似物を生成しないといった措置のような、生成AIに対する技術的な制限を付す方法など。

13


図4 著作権侵害に対して権利者が取り得る措置

侵害行為の責任主体について

侵害行為の責任主体については、図5の最初の□で「既存の判例からすると、AI利用者だけでなく、AI開発事業者が、侵害主体として著作権侵害責任を負う可能性があります」としてありますが、これが冒頭紹介したカラオケ法理と呼ばれる規範的行為主体論です。四角い枠内のとおり、①事業者が侵害主体として責任を負う可能性を高める要素と②低める要素を紹介します。

- ① 侵害主体として責任を負う可能性を高める要素としては、以下の2要素を取り上げます。
 - ・ある特定の生成AIを用いた場合に侵害物が高頻度で生成されること(四角い枠内の最初の✓参照)
 - ・利用者が生成AIの開発・提供にあたり、既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにもかかわらず、類似物の生成を抑止する措置を取っていないこと(二

「考え方」の概要:生成・利用段階



侵害行為の責任主体について

□ 既存の判例からすると、生成物の生成・利用に伴って著作権侵害が生じた場合、以下のような要素によっては、AI利用者だけでなく、AI開発等を行う事業者が、著作権侵害の主体として責任を負う可能性があります。

事業者が侵害主体として責任を負う可能性を高める要素

- ✓ ある特定の生成AIを用いた場合に、侵害物が高頻度で生成されること
- ✓ 事業者が、生成AIの開発・提供に当たり、当該生成AIが既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにもかかわらず、当該類似物の生成を抑制する措置を取っていないこと

事業者が侵害主体として責任を負う可能性を低める要素※

- ✓ 事業者が、生成AIの開発・提供に当たり、当該生成AIが既存の著作物の類似物を生成することを防止する措置を取っていること

※ また、「生成AI自体は類似物を高頻度で生成するようなものではなかったが、悪意ある利用者の生成指示によって類似物が生成されてしまった」といった場合に関しては、AI利用者による既存の著作物の類似物の生成を意図したプロンプト入力などの指示により、結果として侵害物が生成されたとしても、その生成AIが侵害物を高頻度で生成するようものでないといえる場合は、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなると考えられます。

14

図5 侵害行為の責任主体について

番目の✓参照)

② 侵害主体として責任を負う可能性を低める要素としては以下の二つ場合が考えられます。

- ・利用者が生成AIの開発・提供にあたり、既存の著作物の類似物を生成することを防止する措置を取っていること(四角い枠内の最後の✓参照)
- ・AI自体は類似物を高頻度で生成するようなものではなかったが、悪意ある利用者の生成指示によって類似物が生成されてしまった場合に関しては、AI利用者による既存の著作物の類似物の生成を意図したプロンプト入力などの指示により、結果として侵害物が生成されたとしても、その生成AIが侵害物を高頻度で生成するようものでないといえる場合(最後の※参照)。

②の二つ目の・の「既存の著作物の類似物の生成を意図したプロンプト入力などの指示により、結果として侵害物が生成されたとしても、その生成AIが侵害物を高頻度で生成するようものでないと言える場合には侵害主体として責任を負う可能性を低める」との指摘に関連して、生成AIによる著作権侵害訴訟が相次ぐ米国でその行方が注目される訴訟があります。

NYタイムズがChatGPTを開発したOpen AIと同社に出資しているマイクロソフトに対して、昨年12月に提起した訴訟です。メディア業界とIT業界の巨人同士のガチンコ勝負となったこの訴訟で、NYタイムズは有料で提供している記事と似たような内容のChatGPTの回答を、実例を挙げて紹介しています^{※6}。

Open AIはフェアユースを主張しています。フェアユースは公正な利用であれば著作権者の許諾なしに著作物の利用を認め

る米国著作権法の規定で、利用の目的など4要素を考慮して判定します。4要素の中でも裁判所が重視するのが、原著作物の市場に与える影響、言い換えると原著作物の市場を奪うかどうかです。NYタイムズの主張するように有料で提供している記事と同じような回答が出てくると、原著作物の市場を奪うことになり、フェアユースは認められ難しくなります。これに対して、Open AIはプロンプトを何回も試行錯誤して恣意的に引き出した回答だと反論しています。

日本では生成AIに対する著作権侵害訴訟はまだですが、仮に同じような訴訟が提起された場合、フェアユース規定がない日本では、裁判所はこの文化庁の考え方を参考にするはずですが、Open AIの主張するとおり、何回も試行錯誤して恣意的に出した回答だとすると、日本でも「AI利用者による既存の著作物の類似物の生成を意図したプロンプト入力などの指示により結果として侵害物が生成されたとしても、その生成AIが侵害物を高頻度で生成するようものでないといえる場合」に該当しそうなので、生成AI事業者が侵害主体として責任を負う可能性は低まります。

以上で、考え方の二つ目の論点「AI生成・利用段階」の解説を終え、次回連載で最後の論点「AI生成物の著作物性」について解説します。

(続)

※6 NYタイムズの主張については「米NYタイムズ、OpenAIを提訴 記事流用で数千億円損害」参照
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0GN27CXP0X21C23A200000/>

御礼メールへのAI活用

(株)第一生命経済研究所 主席研究員テクノロジーリサーチャー かしわむら たすく 柏村 祐



1. 御礼メールの作成は難しい

ビジネスにおいて、御礼メールを送ることは欠かせない作業である。営業先への訪問、会食、新規契約など、様々な場面で御礼メールを作成する必要がある。しかし、効果的な御礼メールを作成することは、意外と難しい作業である。適切な言葉選びや丁寧な表現、相手への感謝の気持ちを込めることなど、気を配らなければならない点が多岐にわたるからである。

特に、ビジネスシーンにおける御礼メールは、単なる礼儀や社交辞令ではなく、相手との信頼関係を築き、今後のビジネスチャンスにつなげるための重要なコミュニケーションツールでもある。効果的に御礼を伝えるには、定型文ではないオリジナルな文章で、できるだけ早く送ることが求められる。また、場面や相手に合わせて感謝の気持ちを的確に伝えることも必要である。

このような御礼メール作成の難しさに直面するビジネスパーソンが多いなか、AIを活用することが注目されている。AIを使えば、自分の手間を最小限に抑えつつ、大きな成果を上げることができるからである。

2. 御礼メールAIの実際の能力

それでは、実際に御礼メールAIを活用したケーススタディを通して、その能力を具体的にみていこう。筆者自身が経験した事例である、営業で訪問した会社への御礼、会食の御礼、新規契約の御礼について、AIによるメール作成を紹介する。

まず、営業で訪問した会社への御礼メールの作成について、AIに「営業で訪問した会社への御礼メールを作成してください。訪問した日付は5月12日でした。1時間も時間を作ってくれたこと、提案内容を検討していただけることに感謝した内容としてください。提案した内容はAIに関する講演でした」と入力した。その結果、AIは入力内容を読み取り、5月12日に訪問した営業先の担当者に対するメールを作成した(図1)。

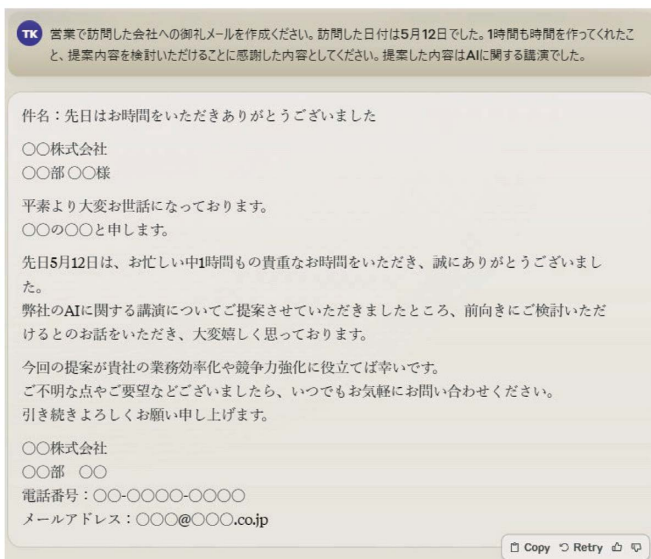


図1 AIによって作成された営業で訪問した会社への御礼メール
資料: Claude3より筆者作成

AIが作成した文章を基に、必要に応じて会社名、部署名、氏名などを追記し、内容についても調整したい点があれば加筆修正すればよい。AIが作成したメールを見ると、訪問日や提案内容など、入力した情報を的確に捉えたうえで、丁寧な言葉遣いと適切な感謝の表現で文章が構成されている。ビジネスシーンで求められる礼儀やマナーに沿った内容であり、AIの高度な文章生成能力を感じさせる。

つぎに、会食の御礼メールの作成について、AIに「ある会社との会食の御礼メールを作成してください。会食した日付は5月22日でした。皆様と時間をとり、リラックスした雰囲気の中、御社における課題や現場の生の声をお聞きすることができたこと、食事大変美味しかったことに感謝した内容としてください」と入力した。その結果、AIは入力内容を読み取り5月22日に会食した会社の担当者に対するメールを作成した(図2)。

このメールでは、会食の場で交わされた具体的な内容に言及しつつ、和やかな雰囲気と美味しい食事への感謝が丁寧に綴られている。一般的な御礼メールの定型文を超えて、その場の状

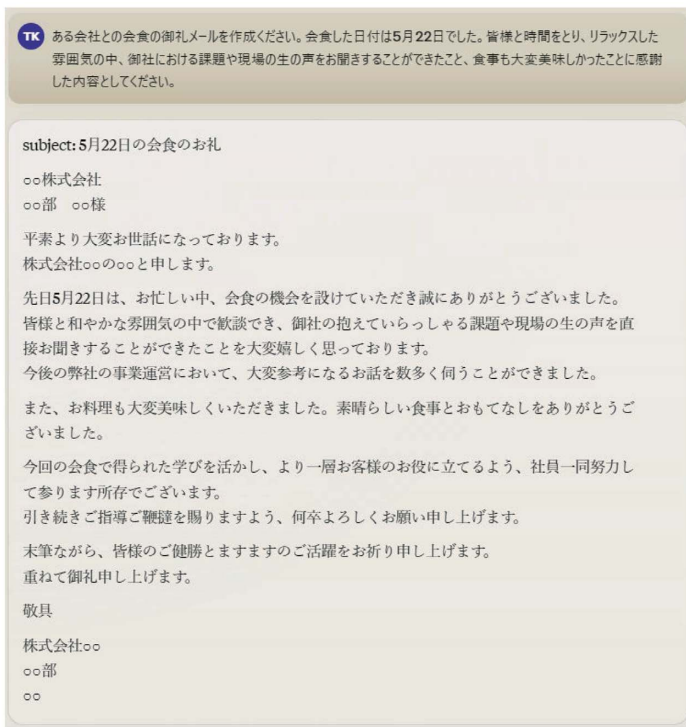


図2 AIによって作成された会食の御礼メール
資料: Claude3より筆者作成

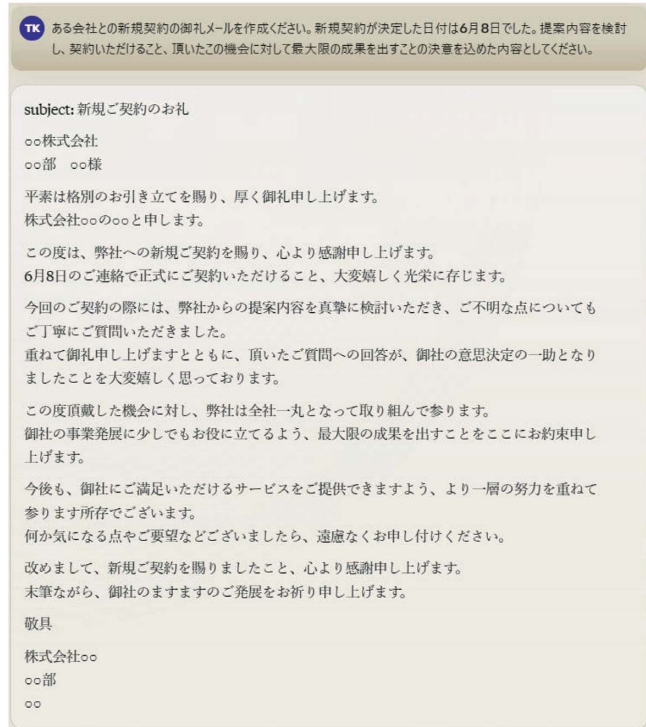


図3 AIによって作成された生成された新規契約の御礼メール
資料: Claude3より筆者作成

況を反映した自然な文章になっている点が特徴的だ。AIならではの優れた状況把握力と表現力が発揮された例といえるだろう。

さらに、新規契約の御礼について、AIに「ある会社との新規契約の御礼メールを作成してください。新規契約が決定した日付は6月8日でした。提案内容を検討し、契約していただけること、頂いたこの機会に対して最大限の成果を出すことの決意を込めた内容としてください。」と入力した。その結果、AIは、入力内容を読み取り6月8日に新規契約が決定した会社の担当者に対するメールを作成した(図3)。

新規契約の御礼メールにおいては、提案内容を検討し契約していただいたことへの感謝とともに、この機会に全力で成果を出す決意が力強く述べられている。フォーマルな御礼の言葉だけでなく、ビジネスパートナーとしての意欲的な姿勢を印象づける内容となっている。状況に応じた効果的なメッセージ構成は、まさにAIの真骨頂といえよう。

今回、営業訪問の御礼、会食の御礼、新規契約の御礼という3つのビジネスシーンを想定し、AIを活用した御礼メールの作成を試みた。その結果、AIは与えられた情報をもとに、それぞれの状況に応じた適切な表現で御礼メールを生成することができた。キーワードや文脈から意図を汲み取り、自然な文章を紡ぎ出す高度な言語生成能力は特筆に値する。

こうしたAIの能力は、先に指摘した御礼メール作成の難しさを大きく軽減するものといえる。多忙を極める日々の業務の中で、一通一通の御礼メールに時間をかけるのは効率がいいとはいえない。その点、AIを活用することで、効率的かつ効果的な御礼メールの作成が可能となる。画一的な定型文ではなく、状況に合わせてパーソナライズされた自然な文章は、真摯な感謝の気持ちを相手に伝える力をもっている。

また、今回の事例から明らかになったのは、AIが単なる効率化のツールにとどまらず、ビジネスコミュニケーションの質を高める可能性を秘めているということだ。営業訪問、会食、新規契約といった場面ごとに最適化された御礼メールを、タイムリーに送ることができる。これにより、相手との信頼関係をさらに深め、次なるビジネスチャンスにつながることを期待できるだろう。

3. 御礼メールAIがもたらすビジネスコミュニケーションの変革

御礼メールAIは、従来のメールとは一線を画す多様な言語生成を実現する。膨大なデータから学習した知見を活用し、個々の状況に合わせて最適な表現を選択することで、まるで人間が1つ1つ丁寧に作成したかのような自然なメールを生成できる。

こうした高度な能力はAIならではの強みであり、ビジネスコミュニケーションに大きなインパクトをもたらす。効率化の観点でも、御礼メールAIの導入は大きな意義がある。例えば、営業担当者が訪問先への御礼状をAIで即座に送信できれば、帰社後すぐに持ち帰った課題に取り組むことができる。新規契約の際も、スピーディーな御礼のメールを送ることで、直ちに次の業務に着手できる。こうした効率化により、限られた時間を有効活用し、生産性を大幅に高めることが可能となる。

ただし、AIの活用にあたっては、いくつかの課題や留意点がある。例えば、AIには的確に指示を与える必要がある。必要な情報を的確に伝えないと、意図しない内容のメールが生成されてしまうおそれがある。また、プライバシーや個人情報の保護は特に重要な課題である。AIを活用する際は、個人情報の取り扱いに関する社内ルールを整備し、データアクセスの制限や暗号化などの技術的対策を講じる必要がある。加えて、AIの予期せぬ判断によるトラブルを防ぐため、AIの出力内容を人

間が確認・監督する体制の構築も欠かせない。AI活用の恩恵を享受しつつ、これらの課題に真摯に取り組み、適切にリスク管理することが求められる。

御礼メールAIがもたらす変革は、ビジネスの効率化と高度化の両面で大きな意義がある。効率化により創出された時間を活用し、人間ならではの創造的な業務に注力することで、イノベーションの促進と新たな価値創造につなげることができる。一方、高度化により、これまでにない次元の戦略的コミュニケーションが可能となる。

御礼メールは、ビジネスの未来を切り拓く1つの鍵となるだろう。AIの特性を理解し、戦略的に活用することで、効率化と高度化を同時に実現する。そこに、ビジネスコミュニケーションの大きな変革と飛躍の機会が待っている。ビジネスパーソン一人ひとりが、AIを味方につけ、新たなコミュニケーションの形を創造していくことが求められている。

新刊 令和5年度税制改正対応

効率とコンプライアンスを高める
e-文書法 電子化早わかり


参考資料満載！

- 電子帳簿保存法 取扱通達解説（趣旨説明）
- 電子帳簿保存法 一問一答
- 事務処理規程／電子化保存規程
- 電子帳簿保存法 法的要件認証制度（JIIMA認証）

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
法務委員会 編
令和6年3月25日 発行
B5判 328ページ
ISBN 978-4-88961-022-2
価格 3,300円（税込）

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



第2回

公文書とは何か



ARMA米国本部フェロー 小谷 允志

(1) 公文書の定義

公文書とは国や自治体などの官公庁で作成・取得される文書であり、民間で作成・取得される私文書と区別されるものであるというのが一般的な認識ではないだろうか。確かにその通りなのだが、公文書管理法はその定義をもう少し細かく定めている。すなわち公文書管理法はその第2条第8項において、公文書等とは行政文書、法人文書、特定歴史公文書等であると定めている。そして「行政文書」(同条第4項)、「法人文書」(第5項)、「特定歴史公文書等」(第7項)をそれぞれ次のように定義しているのである。

① 行政文書とは

「この法律において行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第19条を除き、以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたもの
- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)」(公文書管理法第2条第4項)

行政文書は公文書管理において最も基本的な概念であり、重要度が高い。ところがこの行政文書の定義が最初に登場したのは公文書管理法ではなく、この10年前に制定された情報公開法においてであった。したがって公文書管理法の定義は情報公開法の定義をほぼ同じ内容で踏襲した形となっている。「ほぼ

同じ」という意味はこうである。すなわち情報公開法においては「文書」と「電磁的記録」を書き分けていたので、「文書」に「電磁的記録」は含まれないが、公文書管理法では「文書」に「電磁的記録」を含む形で規定されているので、「文書」は媒体の種類を問わないことになったのである。これは文書管理上、かなり重要な変更といえよう。

ここで改めて、公文書管理法の行政文書の定義についてポイントとなる点を説明しておこう。

* 行政文書には「図画および電磁的記録」が含まれる。

「図画」とは、地図、図面、写真、フィルム等の画像情報のことで、行政文書にはテキスト情報のみならずイメージ情報もすべて含まれることを意味する。読み方は「ズガ」ではなく、法律用語で「トガ」と読むので要注意。

* 「電磁的記録を含む」といっているのだから、行政文書には紙媒体のみではなく、電子媒体、磁気媒体等すべての媒体が含まれることになる。わざわざ「電磁的記録」という言葉を使っているのはデジタルの電子記録の他、カセットテープ、ビデオテープ(VHS)などのアナログの磁気テープ類も含まれるからである。

* ここで最も重要な部分は「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」である。つまり行政文書の要件は次の三つ、すなわち(i)職員が職務上作成(又は取得)、(ii)職員が組織的に用いるものとして、(iii)行政機関が保有しているもの、ということになる。

したがって、いわゆる決裁・供覧等の事案手続きの終了は要件ではない点に留意する必要がある。

* 「組織的に用いるもの」とはどういう意味なのか。これは次のように解されている。すなわち「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のもの」

である^{※1}。行政文書が別名「組織共用文書」といわれるのはそのためである。

*では行政文書に該当しない文書にはどのようなものがあるのか。(i) 職員が単独で作成した文書で、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの(自己研鑽のための研究資料、備忘録等)、(ii) 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書のコピー、(iii) 職員の個人的な検討段階に留まるもの(決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等)などは行政文書には該当しない。これらの文書は「個人文書」ということになる。

*行政文書に該当するものは、名称を付与し、分類、保存期間の設定を行い、ファイルにまとめ「行政文書ファイル管理簿」に記載しなければならない。つまり正式な公文書として管理対象となり、同時に情報公開請求の対象にもなるわけだ。したがって行政文書に該当するかどうかの線引きは極めて重要な意味を持っていることに留意すべきなのである。

② 法人文書と特定歴史公文書等

法人文書の定義も最初の部分の「行政機関の職員」が「独立行政法人等に役員又は職員」に変わるなど一部の変更はあるものの、基本的な内容および位置付けは行政文書とまったく同様である。

特定歴史公文書等とは「歴史公文書等のうち、国立公文書館等へ移管されたもの」および「法人その他の団体(国および独立行政法人等を除く)又は個人から国立公文書館等に寄贈又は寄託されたものである。ここで特定歴史公文書だけに「等」が付いているのは、私文書についても国立公文書館等に寄贈又は寄託が可能なのである。

そしてこれらのうち、行政文書と法人文書が現用文書であり、特定歴史公文書は非現用文書ということになる。ここで説明を要するのが、現用の行政文書又は法人文書の中には歴史公文書が混じっているという点である。その歴史公文書の保存期間が満了し、国立公文書館等へ移管されると、特定歴史公文書と名前が変わるわけだ。では歴史公文書とは何か。それは公文書管理法第2条第6項に定義があり、「歴史公文書等とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。」とされている。

これらの関係を図解すると以下ようになる。

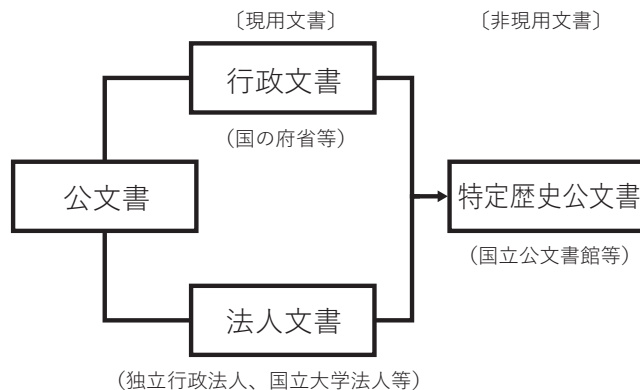


図1 公文書概念図

(2) 自治体における公文書の定義

まず指摘しなければならないのは、自治体においては「公文書」とは言わず、単に「文書」「文書等」と称するなど名称もさまざまなら、またその定義もさまざまであることだ。中には「公文書(等)」と称する自治体もあるが、大部分は公文書管理法の定義とはまったく異なっている点に留意する必要がある。つまり公文書管理法(第34条)に従い条例化を果たした自治体および一部の先進的な自治体は、公文書の定義の中核に「行政文書(組織共用文書)」の概念を取り入れているのに対し、その他の多くの自治体はそれぞれにまったく別な定義を設定しているのである。例えば一見、「行政文書」の定義に倣ったように見えるが、肝心の「組織的に用いるものとして保有しているもの」という要件がないものとか、もっと単純に「文書とは、文書、図画および写真(マイクロフィルム含む)並びに電磁的記録をいう。」などというものが結構多いのである。

ところが情報公開法制に関しては、全国的にほとんどの自治体が国の情報公開法に倣った形で条例を制定している。その結果、ほとんどの自治体が情報公開の対象文書を国と同じ「行政文書(組織共用文書)」と規定しているのである。ということは、前述のように多くの自治体が独自の定義を定めているため、文書管理規程の文書の定義と情報公開条例の文書の定義が食い違うという現象が生じているのである。つまり庁内で同じ文書に異なる定義が存在するという、ダブル・スタンダードと言わなければならない現象が生じているわけだ。この状況は早急に改善すべきであろう。

またもう一つの問題は、これらほとんどの自治体の文書の管理は基本的に現用文書に限られており、非現用文書は管理対

※1 総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」、財務省印刷局、2001

象となっていない点である。このことは大部分の自治体が公文書館を有していないこととも関連しているが、公文書館はなくとも歴史公文書を保存・管理する自治体はあり得るわけだから、非現用の歴史公文書の定義を明確にすべきなのである。

(3) 改善の方向

現状の自治体における「公文書」の定義に関して、多く見られる問題点を整理すると、

- *対象が現用文書に限定されていること
- *現用文書でありながら、「行政文書」(組織共用文書)の概念を取り入れていないこと
- *文書管理規程における文書の定義と情報公開条例における文書の定義が一致していないこと、

が挙げられよう。したがってまずは公文書管理ルールの対象を現用から非現用の歴史公文書の管理までのライフサイクル全体を包含する位置付けで見直す必要がある。

そのためには、やはり公文書管理法の「行政文書」(組織共用文書)の概念に倣った公文書の定義を設定すべきであろう。「職員が職務上作成し、又は取得した文書」という要件だけでなく、「組織的に用いるものとして保有」という組織共用文書の要件が入らないと、個人文書との線引きもできなくなってしまう。「行政文書」の定義を取り入れるならば、文書管理規程と情報公開条例の定義不一致の問題はおのずと解決するわけだ。またこ

の組織共用文書の概念は単に公文書管理法が言っているから、そうすべきということではなく、情報公開法制を含め、すでに世の中でかなり定着しているコンセプトであり、例えばアメリカの連邦政府の記録管理の考え方^{*2}とも一致している。その上で公文書館の新設を含め、歴史公文書の管理に関する仕組みをルール化した上で、非現用となった歴史公文書の定義(国の場合は「特定歴史公文書」)を明確にする必要があろう。

小谷 允志 (こたに まさし) 略歴

神戸大学 法学部卒業。株式会社リコー、日本レコードマネジメント(株)レコードマネジメント研究所所長を経て、現在(株)出版文化社アーカイブ研究所所長。ARMA International米国本部フェロー、同東京支部元会長、記録管理学会元会長、日本アーカイブズ学会会員。国立公文書館主催の「公文書管理研修」(アーカイブズ研修含む)にて毎年、講師を務める。

著書

- 2021年 「公文書管理法を理解する—自治体の文書管理改善のために」日外アソシエーツ
- 2013年 「文書と記録のはざま—最良の文書・記録管理を求めて」日外アソシエーツ
- 2008年 「今、なぜ記録管理なのか—記録管理のパラダイムシフト」日外アソシエーツ
- 2019年 「こんなときどうする? 自治体の公文書管理」(共著)第一法規
- 2012年 「世界のビジネス・アーカイブズ 企業価値の源泉」(共訳)日外アソシエーツ
- 2011年 「情報公開を進めるための公文書管理法解説」(共著)日本評論社
- 2006年 「入門:アーカイブズの世界」(共訳)日外アソシエーツ
- 2000年 「情報公開制度の新たな展望」(共著)(財)行政管理研究センター など

その他、記録管理・アーカイブズに関する論文多数

*2 宇賀克也「情報公開法:アメリカの制度と運用」、日本評論社、2004

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思えます。

JIIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができることと、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

高校の新歴史科目とアーカイブズへの期待

JIIMA 広報委員会 副委員長 認証アーキビスト ^{なが い つとむ} 長井 勉

はじめに…「百姓は農民ではない」

能登半島地震（2024年1月1日 M7.6）によって屋根が崩落したのが左下の写真にある上時国家（以下、同家）である。筆者がここに興味をもった理由は、歴史家網野善彦（1928–2004）が借用したままの文書を返却にここを訪れたことをきっかけに、同家に所蔵された数万点の文書を調査した話を『古文書返却の旅』（網野善彦著）から知っていたからだ。

そして網野は、同家の保存文書から「百姓は農民である」という常識が誤ったものであったと気づかされた。つまり同家が単なる豪農ではなく、日本海を舞台にスケールの大きい廻船貿易を行い、各地の港でビジネスを展開していた事実があった。後に網野は「百姓は農民ではない」という説を同家文書から解き明かしただけでなく、「これまでの歴史像は、こうした思い込みの上に描かれていたが、思い込みを捨てて、農業以外の生業にも目を注いで歴史を見直してみると、日本の社会がずいぶん違った姿に見えてくる^{※1}」と語る。

このような歴史学者の具体的な体験談から歴史探究の楽しさが伝わる。つまり保存・公開された資料を多角的に調査して、これまでの定説と異なる発見に出会うことも歴史探究の一つである。

高校生向けに「歴史探究」という歴史教育の改革が始まった今、生徒が新たな歴史学習の楽しさを見つけるには地域アーカイブズ（博物館、公文書館、歴史資料館など）の所蔵資料の教

材化と連携、また教員の求めるレファレンスの充実は欠かせない。今回は新しい歴史教育と期待されるアーカイブズを教員の声を交えて誌面を割かせて頂いた。

戦後最大の高校歴史教育の変革

2023年7月、旧知の友人からの依頼で、5年目を迎えた高校教員を対象とする社会人研修を受け入れることになった。早速、公立高校で歴史を指導する教員に会い、話を聞いてみると、「学校教育（特に歴史科の授業）におけるアーカイブズの利用の可能性を考えてみたい」と言う。その理由は2021年に「歴史総合」教科書が採択され、翌年「歴史総合」が始まり、諸資料を活用する指導方法を研究し、それらを保存・公開する機関を視察したいということである。そして筆者は2日間の研修に同行した。

研修レポートを記す前に、新たな高校の歴史教育について説明せねばならない。周知のように「世界史」未履修問題が起きてからすでに久しい。それは小中学校の社会科において、歴史分野が日本史を中心として進めてきたために、世界史の関心の低さが影響して生じたという。そこで日本学術会議が「グローバル化が進む時代、グローバルな視点で世界の中の日本を考え、日本の過去・現在・未来を総合的に考える歴史教育が求められる」という考えを発出し、2016年には「総合歴史に期待されるもの」を提言した^{※2}。

2021年日本史と世界史を融合した「歴史総合」の教科書が採



屋根が崩落した上時国家住宅（北國新聞2024年1月9日）



出典：時国家（本家・上時国家）能登に流刑となった平時忠の子孫 武将人物情報・史跡情報「歴史観」(rekan.jp)

※1 『続・日本の歴史をよみなおす』（網野善彦）

※2 2016年5月16日日本学術会議 史学委員会 「高校教育に関する分科会」

扱われた。「歴史総合」を「近現代史の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え、資料を活用しながら歴史の学び方を習得し、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察、構想する科目である^{※3}」と定義づけられ、それは大きく4部構成となっている。

①「歴史の扉」…歴史学習の方法論の理解

歴史学習の方法論の理解として、歴史をなぜ学ぶのか、どう学ぶのかを学習する。

②「近代化と私たち」…江戸後半から明治期の世界と日本

(産業革命と国民国家を形成する方向に社会が変化する過程)

③「国際秩序の変化や大衆化と私たち」…明治末・大正期から戦後日本の独立までの間における大衆参加の社会の在り方や国際間の協調と対立などの課題を考察する。

④「グローバル化と私たち」…1950年代から現代まで

人、モノ、金、情報など国境を超えて一層流動するようになる時代を見据えた課題を読み解く。

これまで高校生向けの日本の歴史は、「日本史A・日本史B」、世界の歴史は「世界史A・世界史B」に分けられていたが、改訂ではA科目で扱っていた近現代の歴史は「歴史総合」となり、日本史・世界史を合わせて学習することに、また全時代を扱うB科目はそれぞれ「日本史探究」と「世界史探究」で2023年度から学習することになった。

筆者が思うに、歴史を学ぶことは、まさに時間を通じて出来事をつなぎ、現在が過去に結び付けられていることへの理解でもある。重ねて言うようだが、過去と現在のつながりを学習し、理解することは人々の現状や社会の仕組みが作られたプロセスを知るためにも大事なことだと言える。「現代の日本の諸問題を見出し」とは、見出した課題を過去へ問いかけ、その経緯を辿って問題発生のかげ口をつかむことである。

そして「探究」では「問い」、「仮説」、「主題の設定・表現」というプロセスを各時代で展開し、各時代の特色を理解しようとするものである。では「問い」はどうやって作るのか。授業では教員が提示した資料に基づくことから始まるが、教員はどこから生徒に提供する資料を入手するのかという難問にぶつかる。

教員社会人研修を受け入れて

今回研修の協力をすることになった歴史科の教員は、新学習指導要領が出る前から諸資料を活用した授業を展開することを

心掛けてきたという。また新課程のもとに実施される入試問題でも初見の諸資料(資料やグラフ、絵画など多岐にわたる)が出題され、諸資料を読み取る中で知識を活用できるかが問われるようになったことを背景に生徒をひきつける授業を行うためには、さまざまな諸資料が必要であると感じていた。

特に歴史的諸資料を収集・公開する「アーカイブズ」の存在は、そうした歴史の事実をひも解くことを支援してくれる施設であることも知っていた。したがって各地の自治体に存在する公文書館を生徒に紹介し、地域の歴史を伝えている施設の利用を考えていた。そして今回の研修からさまざまな形で「アーカイブズ」(この教員は神奈川県内自治体全てに公文書館があると思っただろう)についても学ぶことができれば、授業教材やテストに活かすことができると期待していた。

1日目はA公文書館に伺い、まずは公文書担当職員から公文書の発生から廃棄、歴史的公文書の選別・保存・公開までのフローなどを説明頂いた。そして館長からは開館の経緯から当該自治体の歴史と保存資料の話聞いた。2日目は筆者の関連する会社において文書管理システムの理論と実践を勉強し、午後にはB公文書館を視察して研修を終えた。二つの公文書館から、初めて聞いた歴史教育と公文書館の活用は大変有意義だったと後日感想を頂いた。

研修レポートを読んで

2日間の研修を終え、教員からレポートを頂いたので以下に紹介したい。

公文書館が地域で担う役割とはなにかを学ぶことができ、公文書館ごとに設立の理由が異なることも知りました。さらに実際に保管されているさまざまな資料を見ることができ、保存の方法はもちろん、資料の貴重さや種類に圧倒されるとともに、実物を見られるという公文書館の特徴を実感できました。ここには一級の歴史的公文書が保管されていることも知り、それらを生かされていない教育現場との連携の必要性を強く感じました。

その結果、学校と公文書館の連携のかたちについて具体的な想像ができるようになりました。今後は学校でも公文書館

※3 地理歴史編】高等学校学習指導要領(平成30年告示 令和3年一部改訂)解説

の存在を生徒に知ってもらうことを足がかりに、公文書館の教育的利用や連携を模索していきたいと思います。小さな規模での連携からはじめて、ゆくゆくは学校規模へと拡大し、地域に関する公文書を保存・利用していくことの大切さをはじめ、自分たちの住む地域が紡いできた歴史を大切に授業を展開していきたいと感じました。またデジタルアーカイブが発展段階にあるということも知り、常に自身もアンテナをはり、積極的に現状を学んでいこうと感じました。2025年1月の大学入試共通テストで出題される問題によっては、今後アーカイブズとどのように関わるのかが見えてきそうです。

歴史を学ぶことの楽しさを指導するには、地域資料の活用も欠かせません。残念なことに、生徒の問いかけに応じてくれる公文書館が勤務校の所在自治体(横浜市史資料室はあるが公文書館は未設置)にはありません。今後は生徒のニーズにあった資料提供を模索しなくてはならないと感じました。

最後になりますが、今回の研修を通じて多くのことを学ばせて頂き、ありがとうございました。

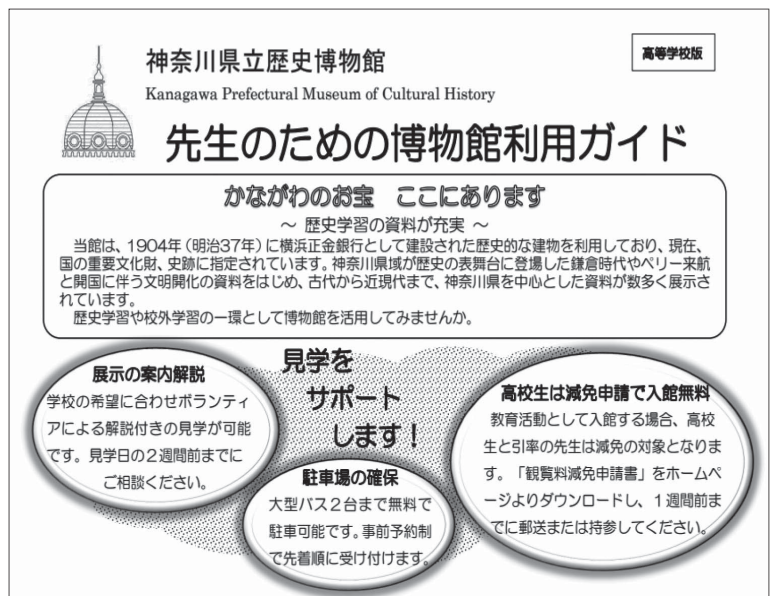
このレポートを読んで筆者は、歴史を学ぶことは人を作ることと大いに関係があると感じた。すなわち歴史の出来事の因果関係を探ることは思考力、判断力、表現力を培うことにつながる。そして日本が世界の一つの国であることをグローバルに理解して、知識を習得できるからだ。「知識詰込み型」から「思考力育成

型」をめざす高校歴史教育は、歴史を学ぶ楽しさをどう導くかにかかっているようだ。

学校教育が求めるアーカイブズとは… 全史料協関東部会の定例研究会に参加して

全史料協関東部会では「学校教育が求めるアーカイブズとは」をテーマに、2023年8月に定例研究会を開催した。その中で鎌倉学園の風間洋先生による「高校の新科目を見据えて」と題したレクチャーにおいて、現場の声を反映した話を聴く機会があった。風間先生はこれまでの授業形態を変えるにあたり、「教員が生徒の興味を引くような資料を選別・教材化することが授業の成否の大きなカギとなるだろう」と予測し、さらに各生徒から出される多種多様な問いに対して、一教員がそのすべてのレファレンスに答えられるには限界があると話した。そこで風間先生は「新歴史科目の内容が、地域の資料を多数所蔵する博物館や文書館、そしてその専門家である学芸員やアーキビストの方たちと親和性が極めて高く、同時に高校現場ではその支援を求めている」と投げかけている。

そこで神奈川県では歴史教員で構成される日本史推進委員会と神奈川県立博物館と一緒に取組み、交流を重ねた結果、学芸員からは高校生向け展示企画に対して、高校の歴史教育の内容を知りたいなどの意見、また教員からは教材化に向けた要求として、博物館内に所蔵資料の発掘や地域資料の教材化の支



高校生向けに、テーマ1(古代から さがみの古代に生きた人々)からテーマ5(現代・民俗 現代の神奈川と伝統文化)に分類された展示資料50点を紹介している神奈川県立博物館。(以上、神奈川県立博物館ウェブサイトから)

援をお願いした。このような交流会を2021年度から続けてきた結果、学芸員の支援によるテーマ学習や教員と学芸員がコラボした教材も生まれた。特に学校周辺の地域資料については、そこに存在する博物館や公文書館は宝庫であり、専門職の支援も受けやすいだろう。「学習指導要領」でも生徒には諸資料の解説・考察に加え、資料に対する整理・保存の理解まで言及しているが、どこまでアーカイブズを高校生が理解してくれるか今後楽しみなことでもある。

最後に風間先生は「現在も新歴史科目の指導方法を巡って高校現場では試行錯誤が続いており、資料の教材化の準備、生徒の探究課題のレファレンスに苦心する教員の意見を多く聞くが、今こそ地域に根差した資料を用いた教材化のため、アーカイブズ専門家との連携を図る好機と捉えたい。これを機にアーカイブズに携わる皆様にご支援を請う次第である」と結んでいる。

埼玉県文書館の事例… 学校現場のニーズに応えるために

風間先生のレクチャーの後に続けて、埼玉県文書館の新井浩文先生が同館での学校支援事業の取り組みを紹介しながらコメントを頂いた。その中で、「まずは文書館とはどのような施設で、博物館と図書館との違いを認識してもらうことから始めなければならぬ」と言う。特に社会における同館の役割を理解することは大事である。そして検索システムの利用によって、どのような資料が所蔵されているかを知る必要がある。そして在職教員が作成した「資料案内」では小・中学校の教科書関係資料をホームページ（以下、HP）に掲載し、教科書で取り扱う内容が網羅されているため、利便性の高いツールだという。



学校支援の案内
(埼玉県立文書館HPから)



1902年に始まった渋沢栄一の学生支援事業の紹介展示ポスター
(渋沢は学生が学べる環境を支援した)

探究授業で必至となる古文書の解説については、現在開催していた講座の時には教員の文書館利用がアップしたこともあり、今後教員向け講習会の復活開催を提案している。また高校へ出向いて行う「出前授業」も生徒の関心を直接聞けるなど有効な手法と考え、今後は歴史探究授業は教員と文書館が意見交換することによって、お互いの距離を縮めるチャンスになるだろうと新井先生は語っている。

学校教育に対応できているか？ アーカイブズの現状と課題…

そこで筆者の住む横浜市の地域アーカイブズである「横浜市史資料室」(以下、同室)の学校支援の状況を調べてみた。ホームページによると、「同室は、横浜市に関する、関東大震災の復興期から現代までの資料を所蔵・収集・公開している機関で

表1 授業に関連する埼玉県文書館の資料紹介の一例

(4) 近世	黒船の来航	[黒船来航二付戯歌進上添書]	黒船に関する手紙		古文書
(4) 近世	黒船の来航	相州浦賀観音崎御台場大筒絵図	黒船来航以降、御台場の設置の様子	絵図	古文書
(4) 近世	交通	[日光御成街道道中絵図]	日光街道の絵図 *街道	絵図	古文書
(4) 近世	交通	[日光御成道鷹敷絵図]	鳥見 鷹場絵図	絵図	古文書
(4) 近世	新田開発	[絵図](加田屋新田絵図)	見沼新田にある加田屋の新田開発を示す絵図	絵図	古文書
(4) 近世	千島・樺太探検	[蝦夷・近邦図]	蝦夷地と北方領土が描かれた地図	図	古文書
(4) 近世	長崎貿易	出嶋惣坪数書上絵図(出島之図)	幕府が作成した出島の絵図(カラー)	絵図	古文書
(4) 近世	文化の広がり	[大相撲興行案内]	大相撲の興行		古文書
(4) 近世	村のすがた	[葛飾郡領々絵図,着色]		絵図	古文書
(4) 近世	村のすがた	村絵図	黒目川水車之図	絵図	古文書

あり、また横浜市の歴史的公文書を保存・公開する公文書館機能も担っているという。書庫等にある行政刊行物・図書については、目録が整備されていません。職員にご相談下さいと書かれており、自由に所蔵資料が検索できないのは残念である。

また同室には横浜市ふるさと歴史財団と横浜市総務、局の行政マネジメント課の二つの部署があり、横浜市史資料と歴史的公文書の二つのカテゴリーをカバーし、調査・収集から活用などを主な業務としている。

2021年12月の統計ではあるがここには約1万3千箱が所蔵され、そのうち約3千箱が歴史的公文書である。今から10年以上前の話だが、市史編集室の時代は毎年所在目録を発刊していたが、当時は予算化されず、さらに公開するための検索システムが整備されていなかった^{*4}。ところが、それらの課題は今でも進んでいなので歴史的公文書は未公開に等しいという。目録が公開されていないなら、閲覧提供の基準も不十分かもしれない。また小中高生向けの学習支援の案内はHPから見つけられなかった。いずれにしても学校と連携した教材化などの歴史学習支援づくりはすぐには望めないようだが、豊富な歴史資料を所蔵しているので目録データベースづくりだけでもどうにかならないだろうか。

余談ではあるが、公文書館機能はどうだろうかと調べてみた。行政マネジメント課による保存期限満了文書の移管業務を経由し、移管された歴史的公文書は同室において「横浜市各課文書」という目録に整理されデータベースに収納される。ちなみに2019年度は次年度廃棄予定の約47,000件の公文書を評価してわずか54件、2020年度では同じく次年度廃棄予定の約58,000件の公文書から33件が移管された結果を知った^{*4}。移管率0.08%では公文書管理法を基準にする仕組みは制度的に実施されているとは思えず、公文書館機能を持つとは言い難い。

同室への歴史的公文書の移管は行政マネジメント課の担当であり、現状では同室と審査をする時間はほとんどないようだが、非現用文書の評価・選別など予定廃棄リストが作成された段階から同室が関与できないだろうか。同室ではすでに蓄積された歴史的公文書である横浜市各課文書4,215件413箱(2021年12月現在)の整備を進めていくことが必要だとしている^{*4}。

同じ政令指定都市である相模原市では、年間平均7,800冊の廃棄予定数から約1,000冊が自前の公文書館に移管され、その移管率は約13%にのぼる^{*5}。件数と冊数の違いはあるが、移管率をベースに比較することはできる。この数字から以下のことを読み解くことができそう。それは公文書館の有無ではなく、

公文書管理の取り組み方に良質の歴史的公文書を保存・公開しようというルールと制度が横浜市にはできていないからだ。

課題山積の同室であるが、市史資料管理と公文書館機能を中途半端に統合している現状から分離独立させないと課題が解決できないかもしれない。横浜市は公文書館設立と公文書管理条例化は即刻検討すべき課題である。

終わりに

本稿ではアーカイブズでの教員の社会人研修から既に立ち上がった博物館との連携の実際など具体的な事例を挙げて筆を進めたが、歴史指導の改革は生徒にとってみれば主体性のある学びの見直しであり、教員から見れば資料類を活用した授業と指導の改善だと気がつく。そして、一口にMLAとの連携といっても戸惑う生徒も少なくはないだろう。まずは連携先の施設の特色を知っておく必要がある。

改めて指導要領地理歴史編(平成30年告示)を見てみると、「博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際、歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義に気付くようにすること。また、科目の内容に関係する専門家や関係諸機関などとの円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導を工夫すること」と書かれ、博物館、図書館と比べて存在感の少ない公文書館がクローズアップされる時代が到来した。

全国100館にも満たない公文書館であるが、各館が所蔵資料の利活用を生徒に推し進めることが大事であり、所属する専門職(アーキビストなど)の活躍の場をさらに拡大できそう。公文書館法では専門職は当面の配置を避けていたが、これからはそうはいかなくなるだろう。地域の歴史の出来事から現代日本の課題・解決を見出すことができれば、生徒にとって楽しい歴史探求になるに違いない。筆者としては、人間の生き方を教えてくれる「歴史とは何か」について、教員と生徒が議論しあうことをまずはお願いしたい。

(敬称略)

※4 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集令和3年度「横浜州市史資料室における歴史的公文書の公開に向けての諸問題」(金歌呉)
参考:国立公文書館の調査では国の諸機関で令和2年度保存年限満了文書300万ファイルから移管率0.4%となっている。

※5 相模原市情報公開・文書管理課による調査報告

文書情報マネージャー 認定者からのひと言

2024年に6月6日、7日の2日間にわたり第40回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。「動画配信自由受講コース」も好評で、2日間の連続受講時間が取れない方や業務を止められない方にも対応した動画配信による講義を今後も実施していきます。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは、新たにアップデートセミナー、認定者と講師によるSlackを使った情報交換など、日々受講スタイルを時代にあわせて最適化していきます。

- ①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ②受講の動機は？(受験のきっかけ)
- ③セミナー内容の感想
- ④今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

こうさか だい き
高坂 大樹 さん

AIS株式会社
開発部 兼 営業チーム・チーム長

- ①弊社代表が資格取得していた為。
- ②自分が文書情報管理士1級を取得後、弊社代表より「今度『文書情報管理士 上級』を受験して欲しい。また、弊社の文書管理システムの開発・お客様へ提案するにあたりコンサルティング的観点が必要となる。その両方において認定セミナーは有用である。」と受講を推奨された為。
- ③AI技術も踏まえた文書管理の、基礎～実務への落とし込み、企業法務の専門家からの法的観点や実例に基づく重要性、個別相談会等、充実多様な内容でした。また、企業内でのAI活用之际には、学習対象の整理が先行すべきであることが指摘され、重要性を再認識しました。
- ④弊社サービスの提案において、お客様の課題が特定業務に偏る事が多く、組織全体の業務効率化に寄与する文書情報管理の重要性を伝えるのが難しいと感じていました。今回の学びを活かし、喫緊の課題解決を起点にしつつ、将来的には組織全体での文書管理の利益を提案する方法を工夫してまいります。
- ⑤・文書管理におけるコミュニケーションのベストプラクティス、考え方
・紙文書脱却が困難な業界における、情報利活用の為の電子化スコープ/運用最適化
・情報を記録に残さない人がいる事による社内の経済的損失

のむら ひで き
野村 秀樹 さん

メタルテック株式会社
経営管理部 総務課 課長

- ①検索サイトで、「文書管理 資格」と検索すると、検索結果のトップに「文書情報管理士」が表示されたので、さらにそのサイトに入って知りました。
- ②転職で昨年9月に入社しましたが、弊社には文書管理規程が存在していないため、文書管理において部署間での認識が一致しておらず、ルール策定が必要と考えました。前職で一定の知識はありましたが、推進する側として一から学ぶ必要があると考えたためです。
- ③文書管理の概念から、実践例も順序だてて教わることができました。社内での旗振り役として、どのように展開するかをイメージすることができたので、とても参考になりました。
- ④「文書情報マネージャー」の立ち位置が、現在の自分自身と合致し、役員には正確かつ公正な情報を提供し、会社の問題点および改善点を説明する責務があること、役員にとって耳が痛いことであっても、しっかりと事実を提供する責務を果たしていきたいです。
- ⑤・文書管理規程の他社事例
・文書管理方法の他社事例
・文書情報管理に応用できる新しい技術や仕組み

かわい いく え
河合 郁絵 さん

北海道 士別市役所
総務部総務課 主事

- ①以前、紙ファイリングをコンサルしてくださった内田講師からの紹介です。
- ②文書管理の電子化の検討にあたり、文書情報の管理について知識を深める必要がありました。また、マネージャー認定後の講師や認定取得者との情報交換の場があることも魅力的でした。
- ③紙・電子問わない文書管理の基本から構築まで網羅されている内容であり、特に、情報漏洩や改ざん防止等のセキュリティ面について知識を深めることができました。また、受講をしながら当市の課題発見に寄与することができました。ほかにも、ワークショップにおいて他業種の先進的な事例等を伺うことができ、刺激を受けました。
- ④持続可能な文書管理体制を構築するため、DX推進の視点を持ちながら検索性と操作性を確保したシステムの用意と紛失や改ざん等のリスクに備えた環境の整備に活かしていきます。
- ⑤・電子化を進めていく中での問題点、懸念点
・電子文書管理と電子決裁の同時導入について

AIの更なる利活用と組織のガバナンス強化、 長期的な組織の価値向上を促していく



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は、2024年6月4日、第63回通常総会を東京都・千代田区（エッサム神田ホール2号館）にて開催した。

出席した正会員数は28名、委任状123名、総数151名となり、正会員数197名の過半数に達し総会が成立。事業報告及び決算報告、定款改訂、役員選任などの審議が行われた。



総会の成立宣言を行う佐々木監事。正会員は28名の方が出席している。

今総会の議題は、「第63期（令和5年度）事業報告及び収支決算に関する件」、「定款及び役員報酬並びに費用に関する規程改訂の件」、「役員選任の件」、「第64期（令和6年度）事業計画及び収支予算に関する件」の4点。勝丸理事長は開催にあたって以下の挨拶を行った。

「昨今、企業統治とかガバナンスとかいうことがよく言われます。ガバナンスというのが不正防止とかコンプライアンスといったような形で捉えられてきた、あるいは理解されてきた傾向があるかもしれませんが、一方、組織のガバナンス・ガイダンスISO 37000:2021を見ると、組織のガバナンスというのは、組織が定められた目的を達成するためのシステムというふうに定義されています。不正防止というのはその一つであって、組織が価値を長期的に高めていく、そして維持していく、そのためにはどうしたらいいのかを考えるのが、本来のガ



勝丸理事長による始まる挨拶

バナンスということ。そして、そのためには組織の目的つまり存在意義をはっきりさせなければいけないということと、さらに価値創造の目標、これをしっかりと定めていくように、といったことが規定されています。

5月15日の理事会でJIIMAビジョンが正式に改訂されました。これまでのJIIMAビジョン2020では、コロナ禍が拡大する局面に策定したということもあり、必要以上にそのあたりを意識する記述がありました。しかし、それらの内容を今回は見直してなるべく普遍的な記述だけを残し、また、より理解を含めていただくための説明を追加しています。また表記についても年数を外してJIIMAビジョンのみとしています。

今後、AIなどのテクノロジーによって業務が効率化されていく反面、偽情報などが含まれることも意識して活動していかなければいけません。また、そのような時代において、ビジョンとして掲げた“文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードする協会”ということが、実はとても重要であると私自身、強く感じてきています」

総会では、いずれの議題も無事に承認され、定款の改訂では「役員報酬」の内容が一部変更された。また役員選任では退任された2名に代わり新たに2名の理事が選任された。

最後に「第64期（令和5年度）事業計画及び収支予算に関する件」についても承認され、総会は無事に閉会した。なお、第63期事業報告、第64期事業計画の詳細については、JIIMAホームページで公開している。

https://www.jiima.or.jp/about/keikaku_houkoku/

第63期 委員会特別功労者表彰 (敬称略)



受賞者には勝丸理事長から直々に表彰楯が手渡された。

(1) 法務委員会

委員 ^{そめむら てつや}**染村 哲也** (株式会社 サニー・サイド)

推薦理由 法務委員会が発行する「電子取引 取引情報保存ガイドライン」の主担当としてVer3.10の更新や「JIIMA認証 スキャナ保存／電子取引認証WG」「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」の担当、その他検討事項にも積極的な参加・発言をいただき、法務委員会の活動に大きく貢献していただきました。



(2) 法務委員会 (JIIMA認証 電子帳簿／書類認証WG)

副委員長 ^{はしもと ひろゆき}**橋本 裕之** (JFEシステムズ株式会社)

委員 ^{そうし じゅん}**荘子 順** (株式会社TKC)

委員 ^{みずの え ゆうき}**水之江 祐樹** (日本ICS株式会社)

推薦理由 JIIMA認証 電子帳簿の令和5年改正対応版では、記帳水準の向上を目的と掲げる担当官庁と協議しました。また、申請ベンダー・認証委員会・チェック事業者・事務局と多方面にわたり調整と説明を実施していただきました。認証WGメンバーの多大な貢献により、公開まで至ることが出来たので、推薦いたします。

(3) 建築市場委員会

委員長 ^{はしもと たかし}**橋本 貴史** (株式会社 ジェイ・アイ・エム)

副委員長 ^{かわたに さとし}**川谷 聡** (株式会社 ネオエンタープライズ)

推薦理由 2021年度から建築市場委員会において「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン」の改訂作業を進めておりましたが、昨年度は改訂版ガイドライン(案)について国土交通省の了解を取得するための活動に傾注しました。途中国土交通省の建築関連法規の考え方が一般的技術論として不十分なところが検出されましたが、建築市場委員会として、一方的に国土交通省見解を指摘することなく、粘り強く双方の妥協点を見出し、建築士に取って有益なガイドライン改訂に帰着させることが出来ました。

最終的には国土交通省の合意を得て、無事昨年11月7日に改訂版をリリースすることが出来ました。この活動の中心的役割を果たしたのが本推薦メンバーの2名であって、今年度以降各業界団体を通じた定着活動を進めていく中で、更に活躍を期待できるものと確信しております。

(4) 医療市場委員会

副委員長 ^{うりた こういち}**瓜田 耕一** (ウィーメックス株式会社)

委員 ^{こにし しゅうじ}**小西 修二** (株式会社ファインデックス)

委員 ^{たるみ こういち}**樽美 康一** (コニカミノルタジャパン株式会社)

委員 ^{ながつか たもつ}**長塚 保** (株式会社NXワンビシアーカイズ)

委員 ^{いでい ようへい}**出井 洋平** (日本調剤株式会社)

推薦理由 第63期においては、新しい委員会メンバーを加え、厚生労働省「医療情報システムに関する安全管理ガイドライン 第5.2版及び第6.0版」に対応した「調剤済み処方箋の電子化ガイドライン」を作成、完了させました。

活動の中ではドラフト版作成後、病院、薬局へのヒアリングを実施し、ガイドラインをブラッシュアップ、また完成後は、ガイドラインの周知のため、活発に以下対応を行っていただきました。

- ・IM 9.10月号にて委員会活動報告
- ・JIIMAセミナー2023における厚生労働省の特別講演支援
- ・デジタルドキュメント2023では委員会講演実施 等

ビジネスとリラックスの融合、 JIIMA懇親会レポート

総会終了後、JIIMAの懇親会が盛大に開催されました。普段の業務を離れ、リラックスした雰囲気の中で会員が一堂に会し、笑顔と笑い声が溢れるひとときとなりました。新たな交流が生まれ、JIIMA会員として絆が一層深まったこの懇親会の模様を、皆様にお届けいたします。

開会の挨拶



「JIIMAビジョンの実現に向けて、次の世代の方にもJIIMA活動に積極的にご参加いただき、大いに盛り上げていただければと思います」と語る勝丸理事長

新理事ご挨拶



「今までの開発経験で培ったものを使って、ぜひこれからの時代の新しい文書情報マネジメントの提案や普及といった、そういうところに尽力してまいりたいと思っております」と語る新任の理事である廣瀬理事

乾杯



「それでは今日ご参集のJIIMA会員の企業、並びに皆様のご発展、そしてJIIMAの永遠なる発展を目指して、乾杯」。河村理事による乾杯の挨拶

歓談の様子



懇親会では会食とあわせて、名刺交換される方も大勢おり、ビジネスマッチングとしても有益な場となった

新入会員ご挨拶

JIIMAに入会された新入会員の方にご挨拶をいただいた



株式会社インターソフト
飯塚 隆雄 氏



株式会社フリープランニング
はやま しのじ 氏



株式会社ジャストプランニング
あんどう かしほ 氏



ワークデイ株式会社
しまざき よしひと 氏

閉会の挨拶



「JIIMAビジョンの実現、そして本日ご列席の皆様のご健勝を祈念いたしまして三本で締めたいと思います」と挨拶し、廣岡副理事長の三本締めで懇親会は無事に閉会した。

JIIMA ビジョンのダウンロード版を改訂しました

～ DX を加速させる文書情報マネジメント～

目次

はじめに

1. 文書情報マネジメントとは

- 1.1. 文書情報マネジメントの定義
- 1.2. 定義の拡張
- 1.3. 組織活動における文書情報マネジメントの位置づけ
- 1.4. 文書情報マネジメントの実践

2. JIIMA の目的及びミッション

3. JIIMA のバリュー ～行動のための基準～

4. JIIMA が目指すこと

- 4.1. JIIMA が重視すること
- 4.2. ビジョン実現を通して社会に貢献すること

4.3. 文書情報マネジメントが普及した状態とは

4.4. JIIMA ビジョン

5. ビジョン実現に向けた活動範囲

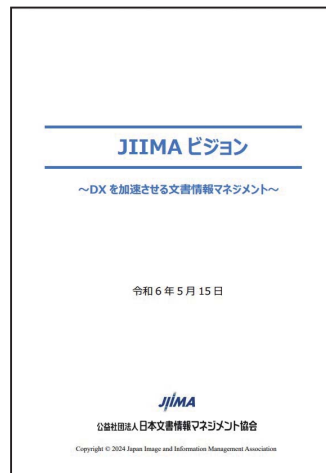
6. JIIMA ビジョンの実現に向けた取り組み

- 6.1. 「文書情報マネジメントの実践を通じて DX を加速する」とは
- 6.2. 文書情報マネジメントが機能する環境
- 6.3. JIIMA ビジョン実現のための枠組み

おわりに

第64期 役員名簿

(表紙含め全17ページ)



改訂版のダウンロードはこちら

<https://www.jiima.or.jp/about/vision/>



ビジョンに込めた思い

業界団体である JIIMA は日本の社会及び日本の企業が生産的であって、個人としては、豊かさや幸せを感じられ、若い人たちも将来に対して希望が持てる、そのような社会の実現に役立ちたいと考えています。

「ビジョンの達成を通して社会に貢献すること」として効率的で持続可能であって、すべての人が必要な時にデジタル技術の支援を得て、自由な働き方を選択し、時間や場所の制約なく仕事ができ、効率的でかつ人間らしい生活を送れる社会の実現がビジョンに込めた思いとして裏にあります。

JIIMAのミッション、バリュー、ビジョン

ミッション

文書情報マネジメントの普及啓発に関する事業を行い、
文書情報の利用者に貢献するとともに
関連産業の振興を図る

バリュー

倫理観
会員同士のつながり
関連業界同士のつながり
技術環境の変化への適応

ビジョン

日本のあらゆる組織の価値を高めるために、
文書情報マネジメントの実践を通じて
デジタルトランスフォーメーションを
加速するようにリードする協会

文書情報マネジメントが普及した状態

- ① 業務管理、知識管理、危機管理が適切に行われ、内部統制、BCP が機能し、いかなる結果に対しても説明責任を果たすことができ、効率的な業務遂行が成され、それらが組織文化として定着している
- ② 文化を育てる、歴史を残す、事実を残す、知恵を蓄えることを重視している
- ③ 文書情報マネジメントを重視する文化が、持続可能で、価値創造が活発に行われ、未来に期待が持てる社会を形成することに寄与すると信じている
- ④ 文書情報マネジメントを重視する文化は、DXに積極的に取り組み、公私共に自分が持てる時間を最大限有効に使い、新たな付加価値を創出している

全世界に革新的な製品を提供できる会社を目指して

インタビュー

ワークデイ株式会社



<https://www.workday.com/ja-jp/homepage.html>

〒106-6120 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 20F（日本オフィス）

- ・事業内容：企業向けクラウド型 財務・人事、プランニング アプリケーションの営業とマーケティング
- ・設立：2013年（平成25年）8月9日 ※日本法人



「コアバリュー」の下で培われた企業文化

ワークデイはアメリカのカリフォルニア州プレザントンに本社を構えるグローバル企業で、2005年に設立されました。日本には2013年にワークデイ株式会社を設立し、日本リージョンでビジネスを展開しています。グローバル全体では、従業員約2万名、売上高は昨年2024年実績で約72.6億USドルですから、日本円158円換算で1兆円を僅かに超える規模になります。企業価値は時価総額で9兆円を超える程に成長しています。

ワークデイは人事管理製品・サービスを提供していることもあって、社員一人一人を大切に、という企業文化があります。これは、ワークデイの「コアバリュー」と呼ばれる企業理念と密接に結びついており、社員の働き方から製品に至るまで、そのすべてが「コアバリュー」に凝縮されています。この「コアバリュー」の下、社員の一人一人がワークデイの一員としての誇りをもって事に当たる、それが、ワークデイ独自の、すべての社員が自分の持つ力を存分に発揮できる企業文化の醸成、全員をサポートするダイバーシティ イニシアチブの導入など、より公平な



アメリカに本社を置くワークデイは、世界各国に拠点を持っている

職場を築くために必要なことを実践しています。

ビジネスとして、ワークデイは人事管理 (HCM)、経理財務 (Finance) の業務アプリケーションを中心としたクラウドプラットフォーム、いわゆるSaaS型のサービスを提供しています。人材管理ソリューション「Workday HCM」の導入数はグローバルで5,250以上、財務管理ソリューション「Workdayファイナンシャルマネジメント」の導入数は2,000以上になります。現在、日本法人を設立して11年目を迎え、HCMを中心に着実にビジネスを成長させています。

他社にはないイノベーションを提供

ワークデイ製品の長は、なんといってもイノベーションです。常に新しいテクノロジーに挑戦し、それら製品をマーケットに投入していくことを使命としています。実際、HCMやFinanceのアプリケーションは世の中に多く存在していますが、このイノベーションの点でワークデイは秀でていると言えます。まず、製品の根本理念がイノベティブ(革新的)であること、これはワークデイの企業理念、カルチャーと密接にかかわっています。具体的にワークデイの掲げる企業理念としてのコアバリューは6つありますが、その中の1つに「イノベーション」があり、ワークデイの社員一人一人がこの理念の下、これを実践することにより、世界でもイノベティブである製品サービスの提供を可能としています。

例えば、ワークデイのファイナンス製品では「会計コア」という製品コンセプトで成り立っています。従前の会計アプリケーションでは、会計上の取引(トランザクション)から仕訳を生成し、総勘定元帳へ転記することによって、最終的に経営成績として

の財務諸表を作成するという一連の会計プロセスを、実務上の帳簿体系をトレースしているものがほとんどです。ただ、これは会計の世界では複式簿記の帳簿体系をシステム化することに他なりません。つまり会計仕訳を生成して転記していくという、手作業で会計を執り行っていた時代の帳簿体系をシステム化するという発想です。これは財務会計上の目的に資するもので、最終的にはPL(損益計算書)、BS(貸借対照表)、CF(キャッシュフロー計算書)等の財務諸表を作成し開示することに主眼が置かれています。

これに対し、ワークデイはこの根本理念が異なります。まず、会計の目的として経営意思決定に資すること、タイムリーな経営情報を提供することを第一にしています。このためには適切な財務諸表の作成と開示という財務会計上の目的は当然のこととして、その先にある経営意思決定、つまり将来の経営予測を可能とする統合的な会計アプリケーションの提供、そしてこれを支えるのが「会計コア」という概念です。

ワークデイでは、会計取引の発生とともにトランザクションをどこからでも入れられ、即、会計コア(広義の総勘定元帳)に反映されます。つまり仕訳を転記していくというプロセスは存在しません。これが高いリアルタイム性を実現しており、これはワークデイの比類なきイノベティブな製品技術に支えられています。

その一つにワークタグがあります。ワークタグはトランザクションの生成時に付加する情報です。一般的に、会計仕訳は貸方科目、借方科目、貸借金額が基本となり、その仕訳属性として地域、組織、品種などの情報をもたせることができます。これにより、例えば地域=「関東」というような属性値で集約した一

Uniquely Positioned to Deliver Greater Value

- People Operations**
Optimal use of people to achieve financial goals.
- Data Management**
People, money, and operational data united as part of accounting process.
- Transaction Automation**
Collection, control, and accounting of all detailed expense and revenue activity.
- AI and ML Throughout**
Faster, smarter, lower-risk processes.

ワークデイは、独自の立場で大きな価値を提供する

連のデータを一瞬にして生成することが可能です。

このため、ワークデイでは総勘定元帳というくりの機能すら、標準ではもたせていません。利用者が表現したい形式に簡単に瞬時に生成できるからです。しかも、ワークタグのそれぞれは差別化されませんから、総勘定元帳としてレポートを定義すれば、総勘定元帳上で任意のワークタグで集約でき、ワークタグとして定義した属性を切り口とした勘定残高、借方明細、貸方明細を瞬時に生成できます。つまり、本来BIやEPMへ実績データを渡した上で実装する経営管理機能をFinancial (財務管理) の標準機能としてすでに内包していると言うことができます。

そして、ワークデイはプランニングと分析を実現する「Adaptive Planning」というEPMアプリケーションをもっています。会計コアにある実績データと「Adaptive Planning」の計画データを瞬時に結び付け、分析、可視化することが可能です。これは同一プラットフォームに実績データと計画データが保持されていること、そしてワークデイのイノベティブなデータ構造があっただけで実現できることです。また、これらの特性から、連結会計の領域においても、いわゆる管理連結プロセスをワークデイ内で日常的に運用することができ、この延長で連結決算を通じての連結財務諸表を作成、開示することも可能です。現実的にこの管理連結と財務連結を同一のプラットフォーム上で実現できるのはワークデイの最大の強みであると考えております。

世界各国の制度を理解、各地域のコンプライアンスに資する製品の提供

ワークデイ製品にかかわらず、グローバル製品はどうしても「各リージョンの要求を満たすサービスを提供しなくてはならない」というプレッシャーにさらされています。とりわけ会計アプリケーションは各地域の制度会計をつかさどるレギュレーション、会計規則や税法の規制を受けます。ワークデイでは、とりわけ、ワークデイの製品を使用するユーザのコンプライアンスに資する製品・サービスの提供を第一の目的としており、日本においても昨今の電子帳簿保存法やインボイス制度の法的要件を満たすためのローカライズを積極的に進めています。そのためには、制度要件を機能面で満たすという単純な発想ではなく、まずは法制度の求める制度趣旨を理解し、なぜ法がこのような要件を求めているのかを正しく認識することが大切だと考えています。電子帳簿保存法であれ、インボイス制度であれ、国を挙げての電子化を推進する取り組みということが背景にあると思います。そのため、ワークデイの製品がこの制度趣旨に沿った製品であることが重要で、ひいてはワークデイの製品を使用することが、



「ワークデイは創業当初からコアバリューの一つとしてイノベティブを大事にしてきており、今後もそれらを意識した製品を提供していく」と語るワークデイ株式会社、プリンシパル、プロダクト・ステラテジスト 島崎 兆仁 氏

国の掲げる利益に資するものでなくてはなりません。幸いワークデイの製品コンセプトは電子帳簿保存法やインボイス制度の制度趣旨に合致しており、これはワークデイの掲げる理念とも完全に一致しています。

そして、これらの法制度を満たすための基本的な考え方こそが、まさに文書情報管理という領域だと理解しており、JIIMAの活動を通じて、大いに勉強していきたいと考えています。

JIIMAの情報マネジメントの理念とワークデイ製品理念の融合を目指す

JIIMAの認証取得については、これから具体的なプランを立てていきますが、まずはJIIMA認証の評価基準、その一つ一つをワークデイの製品と比べて検証することからはじめていく予定です。どうしても、ワークデイ製品はグローバルなものであり、また、イノベーションを掲げる製品であるが故に、JIIMAの評価項目が製品の機能と合致しない部分もあります。先に述べた総勘定元帳がその典型です。これを電子帳簿として、その保存と改ざんができないことを電子帳簿保存法は求めていると理解していますが、ワークデイ製品ではそもそも総勘定元帳は定義されるものとしておりますので、これを証明していくことがなかなか難しい面があります。もちろん、ワークデイ内で生成されたデータはすべて保持され（これは物理削除できないという意味で）、改ざんは一切できません。データ修正履歴はもちろん物理的に内部で保持されます。監査証跡という機能でデータの履歴を追うことも可能です。

最後に、JIIMAの取り組みと活動を通じて、ワークデイの製品が日本の電子化に貢献することを幅広く知っていただき、また、JIIMAの情報マネジメントの理念とワークデイの製品理念を融合する形で取り入れていくことを目標としていきたいと考えております。

国の進める医療DXと連携した医療文書のデジタル化の加速

委員長からごあいさつ



わた なべ かつ や
渡邊 克也 潮通信建設株式会社

医療市場委員会では委員長を拝命しております渡邊克也と申します。

早いもので当委員会に参加してから11年、委員長を拝命してから3年となり、その間に所属会社は変わりましたが、気がつけば、医療市場委員会メンバーでは最古参になっております。その長き活動の中で、皆様の協力、ご支援をおおぎながら、終始一貫、徹頭徹尾、デジタル国家戦略に沿った活動しております。今後もこの方針でやっていこうと思っております。国のほうも2023年5月29日には、これまでのデータヘルスの集中改革プランの基盤をベースにした「医療DXの推進に関する工程表」が発出され、この中には、これまで当委員会で行ってきた「デジタル化への取り組み」と共通の流れと目指す姿があると認識しており、改めて身を引き締め、本委員会活動を盛り上げようと思っております。

委員会メンバー紹介

人数 12名 (委員50音順・敬称略)

理事 小野原義浩 株式会社日立ソリューションズ
副委員長 瓜田 耕一 ウィーメックス株式会社
委員 小西 修二 株式会社ファインデックス
樽美 康一 コニカミノルタジャパン株式会社
小林 宗晴 セコムトラストシステムズ株式会社
菅原 萩 セコムトラストシステムズ株式会社

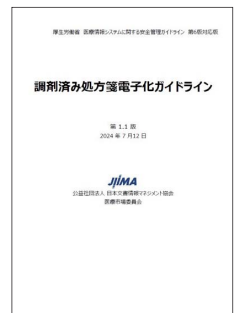
相良 直彦 セコムトラストシステムズ株式会社
長塚 保 株式会社NXワンビシアークाइブズ
木村 浩一 株式会社PFU
影山 彰洋 株式会社PFU
永野 公紀 日本調剤株式会社

これまでの活動結果と報告

医療市場委員会では、医療関係の紙情報の電子化と文書情報マネジメントの推進活動を進めるにあたり、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下、厚労省ガイドライン）」における紙情報の電子化運用管理に関して普及・啓発に取り組んでいます。

前年度63期は、その前の第61期、第62期から続いている「データヘルスの集中改革プラン Action2 の電子処方箋の推進に向けて」を受け、電子処方箋の普及、加速を図るため、法的に義務化が強い「紙の調剤済みの処方箋の電子化ガイドライン」の策定検討を行ってまいりました。62期の途中から従前メンバーに、セコム様、PFU様、日本調剤様の有識者に加わっていただき、既存のメンバーでは知見が足りない部分を埋めることができました。また計画通り、チェーン薬局、個店薬局、病院薬剤部へも電子処方箋の取り組み、課題も併せて、紙の処方箋の電子化についてのご意見を伺い、最新の医療DX政策や、メンバーからの意見、情報も反映し、第62期でまとめあげた「調剤済みの処方箋の電子化ガイドライン」Ver1.0を最新の厚労省ガイドライン第6版に対応させた改定版ガイドラインVer1.1をリリースいたしました。また国のほうの電子処方箋も令和5年4月にスタートしたこともあり、日

本調剤様を中心にその動向にも密着し、電子処方箋を先行させている市立芦屋病院に事例紹介をご発表いただき、ベストプラクティス賞を授与いたしました。こうした現場の意見も反映することを意識して、引き続き役立つアウトプットを行っていこうと思っております。



【調剤済み処方箋電子化ガイドラインV1.1の構成】

安全管理ガイドライン第6版に対応した調剤済み電子化ガイドラインの構成は以下になっており、要求事項は改定しておりますが、基本構成は第5.2版対応の前版V1.0と大きくは変えておりません。

- 第1章 背景
- 第2章 本ガイドラインの目的
- 第3章 用語の定義
- 第4章 データヘルスの集中改革プラン「電子処方箋」の概要と課題
- 第5章 紙の処方箋の電子化について

- 第6章 医療情報の紙媒体の電子化に求められる要件
- 第7章 想定される活用例と今後の検討事項
- 第8章 参考文献
- 第9章 FAQ 作成者リスト(敬称略 順不同)

このガイドラインの策定にあたっては、冒頭の背景・目的の部分で、電子化処方箋の概要と課題を述べ、本ガイドラインの必要性、重要性を記載いたしました。

【国の進める電子処方箋の課題】

電子処方箋に期待される点の1つに「紙の処方箋が無くなることで、処方箋偽造や再利用を防止することができる」とありますが、紙の処方箋から電子処方箋への移行時期、あるいは、患者さんが紙の処方箋を希望した場合などで、完全に紙がなくなる訳ではなく、厚生労働省の資料においても、紙が発行される場合の運用フロー例も記載されています。その記載内容をもとに、その運用を図1に示しています。



図2 調剤済み紙処方箋の倉庫保管

この図1の右下部分にも記載のように、薬局は紙の処方箋の場合は従来通り、紙の処方箋を受けつけ、調剤を実施してその調剤結果情報を薬局システムに入力、電磁的に電子処方箋管理サービスのデータベースに登録すると共に、原本はあくまで紙の処方箋であるので、薬剤師の署名・押印をして保管する必要があります。

表1に電子処方箋管理サービスが開始以降でも、紙の処方箋が発生するケースについて整理しています。移行時期には、かなりの数の紙の処方箋と電子の処方箋の両方の形態を別々に管理しなければならず、薬局からは特に移行時期は運用が複雑になるのではと不安の声も聞いておりました。

さらに、現在の紙の処方箋の運用でも、3年間(一部の条件下では5年間)の調剤済み紙処方箋の原本保存義務があるため、薬局店舗の書棚ではスペース的に不十分で、多くは、図2の写真のように、処方箋原本を段ボールに格納して、倉庫や別な部屋で管理されていることがわかりました。

【調剤済み電子処方箋ガイドラインのポイント】

紙が残ってしまうという電子化処方箋の課題に対して、まずはその紙の処方箋を電子化して、薬局のペーパーレス化を実現することで、本流の電子化処方箋の効果を十分に引き出すことができると考えました。電子化処方箋の普及加速にも寄与できるという考えのもと、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン5.2版」について委員会メンバーでレビューを行い、その解釈を精査・整理し、紙の調剤済み処方箋の電子化の要件を明確にしました。これによって、民間事業者等が薬局から委託を受け、改ざん防止の対策(運用管理規程による人的、組織的対策を含む)を講ずることで、倉庫等に保管している調剤済み紙処方箋を一括して電子化することが可能になることをガイドしています。詳細については、JIIMAホームページにある「政策提言・ガイドライン」のPDFをご覧ください。

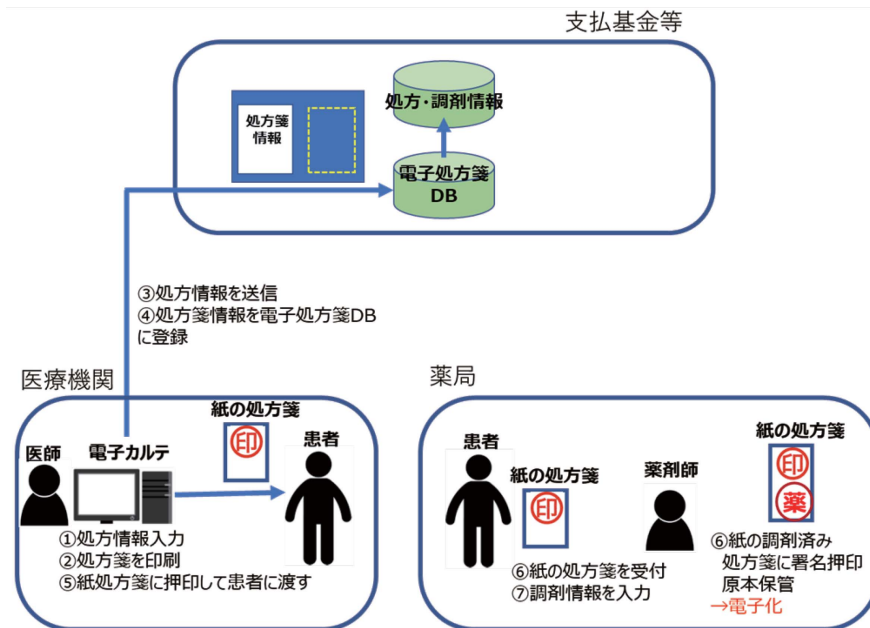


図1 電子処方箋システムで紙が発行される場合の運用フロー例
引用：令和3年7月29日 厚生労働省資料 電子処方箋の仕組みの構築 をもとにJIIMAで編集
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000812868.pdf>

表1 電子処方箋サービス開始後、紙の処方箋が発生するケース

	原本	電子処方箋管理サービスの登録の有無	調剤済み処方箋
送信元が非対応医療機関	紙	医も薬も登録されない	紙または電子化
送信先が非対応薬局	紙	医は登録、薬は登録しない	紙または電子化
患者の希望	紙	医は登録、薬は調剤情報を登録	紙または電子化
電子処方箋を印刷 薬剤師の調剤業務のため	電子(管理サービス)	医も薬も登録	調剤時のメモも保存する ケースあるか?
緊急時、障害時	紙	後日登録?	

今期第64期の活動内容

第63期で、調剤済み電子化ガイドラインの改定が一区切りつきましたので、第64期からは委員会での協議の結果、新しいテーマ「紙媒体の医療情報の電子化におけるセキュリティガイドランス」の改定に取り組むことにしました。

昨今のモバイル、クラウド、AI技術の著しい革新と、加えて日々増加するランサムウェア対策をはじめとするサイバーセキュリティ対応が喫緊の課題となっています。これに伴い、関係省庁である総務省、経済産業省は「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドラインV1.1」を、厚生労働省は「医療システムの安全管理に関するガイドライン6.0版」の改定版を公開しました。これらを読み解くことで、サイバーセキュリティ、特に外部保存や情報流に対する遵守すべき要件の再整理と、それに対する医療機関・薬局と機器・システム提供事業者間の責任分解が明確化されていることがわかりました。

JIIIMAとしては、2021年策定した「診療録等を電子化し保存す

る場合のセキュリティガイドランス]をもとに、紙カルテや紙の処方箋の電子化におけるセキュリティ要件について、上記総務省、経済産業省の事業者ガイドラインと、厚生労働省の安全管理ガイドラインの求められている要件についてその内容をわかりやすく解釈、整理しています。

このガイドランスによって、医療機関及びシステム提供事業者が活用し、紙のカルテや紙の処方箋をはじめとする医療情報の電子化作業におけるセキュリティの確保に役立つものとするを目的としています。そのためにドラフト版が完成当局や医療機関・薬局へのヒヤリングや、パブコメの実施などで意見収集していき、完成させていきたいと思っています。医療市場委員会ではシステム提供事業者向けのガイドをまとめるのは初の取り組みなので、企業だけでなく、薬局や医療機関、アカデミアに所属している方にも、積極的に参画いただき、ユーザーとベンダーの両面の視点で改定に取り組むまいと考えております。

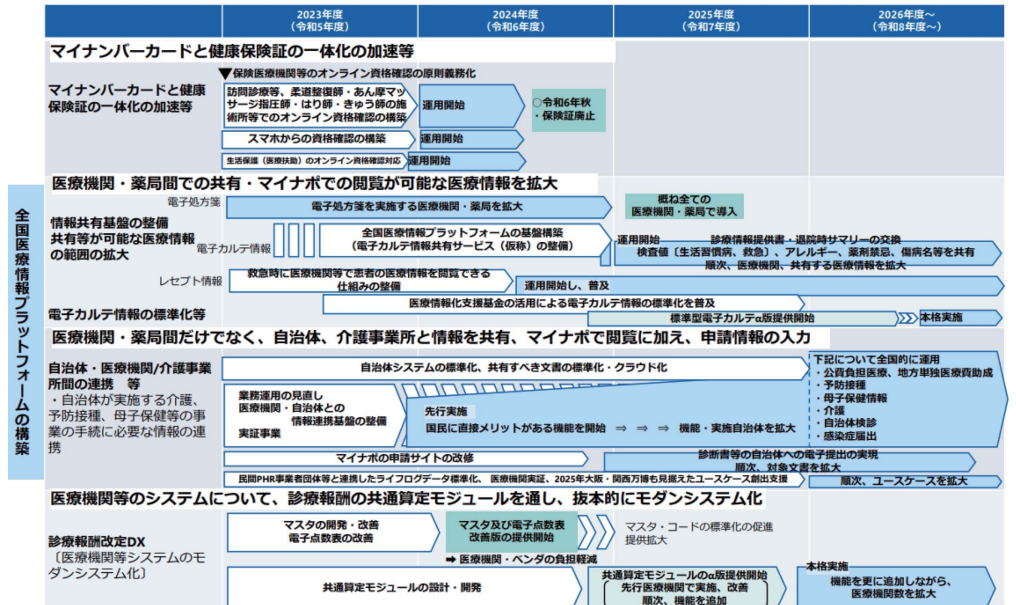
第64期以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

医療市場委員会では、今後とも厚労省ガイドラインに基づいた医療関係の紙情報の電子化と文書情報マネジメントの推進活動を進めていきます。特に、冒頭挨拶でも述べました「医療DXの推進に関する工程表」については、JIIIMAの文書DXも医療DX、医療政策を支える基盤になると考え、規制緩和、政策提言も視野に入れて活動していきたいと思っております。

※1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu_dx_suishin/pdf/suisin_kouteihyou.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu_dx_suishin/dai2/siryuu3.pdf

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

資料3



出典 2023年5月29日 内閣府資料^{※1}

要望・告知お知らせ

医療市場委員会は、医療に関する専門的な知識や経験が必要な場合が多く、委員会メンバーは、医療情報の管理・運用に従事したことがあるメーカーやITベンダー等から参加しています。今後もさらに委員会の推進力を強化していくために、医療情報電子化と文書情報マネジメントで医療分野の情報化を推進していく方々の参加を歓迎いたします。また成果物であるガイドライン、ガイド

ンス等を現場視点で仕上げていくため、企業だけでなく、薬局や医療機関、アカデミアに所属している方にも、正式メンバーでの参画はもちろん、オブザーバーとしても積極的に参画していただき、ユーザーとベンダーの両面の視点で「医療文書DX」に取り組むまいと考えております。

Society5.0を加速するDFFTと電子取引の在り方

委員長からごあいさつ



ニシ ヤマ アキラ
西山 晃 フューチャー・トラスト・ラボ

Society5.0の実現に向け、ヒト、モノ、システム間での高度な情報連携が進み、データの自動連携が社会システムの基盤となることが予想されています。急速な社会環境の変化の中で、デジタル経済を支える信頼ある自由なデータ流通(DFFT)を国際社会の中ですみやかに拡大させることが重要なテーマとなっています。

また、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的に、2018年に電子委任状の普及の促進に関する法律が施行されましたが、それから5年が経過し2023年度に「電子委任状法施行状況検討会報告書」がデジタル庁にて取りまとめられました。そこでは、企業における電子契約システムの導入が進む一方で、電子商取引等を更に進める上で、企業内の適切な代理権の付与、具体的なユースケースに応じた電子契約のメリットやリスクの整理等の課題が挙げられています。

このような背景を踏まえ、本委員会では今後、ますます加速するデジタル社会に必要なとされる、信頼ある適切な電子取引の普及をめざして活動しています。

委員会メンバー紹介

人数 13名 (委員50音順・敬称略)

理事	ソガワ タカシ 十川 孝志	アルファテックス(株)	委員	コセキ タカオ 古関 孝生	セコムトラストシステムズ(株)
副委員長	オカモト アツシ 岡本 敦	サイバートラスト(株)	委員	サガラ ナオヒコ 相良 直彦	セコムトラストシステムズ(株)
委員	イジマ タカシ 飯嶋 高志	寺田倉庫(株)	委員	シバタ コウイチ 柴田 孝一	セイコーソリューションズ(株)
委員	ウシジマ ナオキ 牛島 直紀	GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)	委員	タトコ テツオ 田所 哲男	(株)日立ソリューションズ
委員	オオカワ ヒロシ 大川 洋史	(株)NXワンビシアーカイブズ	委員	ヤマシタ セイジ 山下 誠路	(株)TREASURY
委員	クボタ テツロウ 窪田 哲郎	GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)	委員	ワタナベ ヒロユキ 渡邊 弘幸	サイバートラスト(株)
委員	コイバ ケイジ 小泉 桂樹	(株)アズコムデータセキュリティ			

これまでの活動結果と報告

2023年10月にインボイス制度がスタートしましたが、今までデジタル化に対応してこなかった小規模事業者を含め、請求書の電子化にとどまらず電子取引全般についてのDX推進が求められています。本委員会ではそのようなデジタル関連政策や市場動向を踏まえ信頼ある電子取引の適切な利用に対するガイドラインの作成や、政策提言に向け、アンケート調査などを交えた活動を行っています。

1) ガイドライン等のメンテナンス

電子取引をめぐる急速な環境変化に対応し「電子契約活用ガイドライン Ver.2.0」や「5分でわかる電子契約 Ver.2.0」を必要に応じてアップデート、メンテナンスを検討、実施していきます。

2) 電子取引に関連する調査・研究・普及活動

トラストサービス関連の政策動向、電子インボイス推進協議会(EIPA)の動き、電子帳簿保存法改正後の動向等を踏まえ、

調査結果

インボイス制度における適格請求書の取扱いに関するアンケート

PDFと電子メールによる電子化が主流 (70%)
自動化による、事務処理負担軽減が課題

一般社団法人デジタルトラスト協議会(JDTF)と公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の協賛で、インボイス制度実施に伴って進められている適格請求書発行事業者登録制度について、アンケート調査を実施しました。正確な消費税徴収を目的に、2023年10月より実施されるインボイス制度(適格請求書保存方式)は、仕入税額控除には、国税庁に登録された適格請求書発行事業者から発行されたことを示す適格請求書がエビデンスとして必要となります。本アンケートでは、インボイス制度開始にあたり適格請求書の安全な普及を目指して、市場における請求書発行・受領業務の課題を洗い出すことを目的に実施しました。結果から判明した実態と、背景にある要因を以下に整理しました。

全般

- 回答企業の8割超が適格請求書発行事業者として登録済。
- 新たな制度により業務の見直しが発生し業務負担増との認識。

受信側として

- 請求書の電子データによる発行は、取引先に任せ要求はしない。
- 半数以上が請求書の紙文化が残ることを懸念。
- 角印の捺印業務は4割の事業者で実施している：社内コンプライアンスが要因。
- 適格請求書の発行を求める事業者が6割以上。
- 適格請求書によって発生する登録番号の確認が懸念事項。

発出側として

- 根強く残る紙による請求書発行：相手方が電子で処理できないことを想定している模様。
- 紙は郵送、電子データはPDFでメール送信：既存の業務フローの継承。
- 角印による発出元証明(角印を押ししている企業は76%)。
- 65%の事業者が制度開始までに電子化を予定している。
- 従来の業務フローと新たに発生する処理の混在が懸念事項。

ついにスタート！ **インボイス制度**（適格請求書保存方式）

アンケートから分かった！
経理担当者の
ホンネ

資料は無料でダウンロード

JIIIMA 電子取引委員会
 飯嶋 高志（寺田倉庫株式会社）

引き続きeシール、電子インボイス等の電子取引との関わりに関して調査・研究・普及活動を継続し、JIIIMAの他の委員会や他の関連団体との情報交換などを行い、電子取引の活用

今期第64期の活動内容

(1) 電子取引に関するユーザー企業向け解説書の作成第63期において「2）電子取引に関連する調査・研究・普及活動」で調査した内容を基に、JIIIMA ビジョンで掲げた「文書情報マネジメントの実践を通じてDXの加速をリードする」を念頭に置き、電子取引に関するユーザー企業向け解説書を作成しています。

関する報告書作成や政策提言等に寄与できるよう活動を行っています。昨年度は請求書等を受け取るユーザー企業の業務担当者をターゲットとした、ユーザー向け電子取引解説書の作成に着手しました。これに伴い本委員会参加各社の経理担当者向けにヒアリング項目を作成し主に請求書受領後の社内手続きの聞き取りを実施、また、主要な請求書取扱い2社との意見交換を実施し、課題整理を行いました。

3) 情報発信

「インボイス制度における適格請求書の取り扱いに関するアンケート」に関しJIIIMAウェビナー2023で動画による紹介を行いました。また、今後も必用に応じて活動の成果をJIIIMAウェビナー等で発表していきます。

(2) 情報発信

上記の解説書完成後の普及啓発（セミナー、動画配信）や他の団体との意見交換、交流（電子取引解説書を踏まえ）を実施予定です。

委員会から来期（第65期）以降の提言・抱負・社会的役割をどう考えているか

2023年6月9日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図るためには、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラストの確保が重要であり、また、オンライン取引・手続等において、発行元に関する証明のニーズが高まるのが想定されるため、eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現にも取り組む」とされています。また、総務省では2024年度中のeシールに係る認定制度の創設に向け、検討が進行しており、法務省では商業登記認証局のリモート署名対応に向けた準備が進み、デジタル庁等でも2023年度電子委任状の普及、及びリモート電

子署名基準等に関する調査研究業務の最終報告書にてリモート電子署名基準（案）が公開され、認定制度に向けた検討が進められています。このような政府の動向は電子契約、電子取引を取り巻く環境にも影響すると考えられ、信頼ある電子取引情報の流通をより使い勝手が良く、容易に利用できるものとなるよう期待されています。

本委員会では、電子取引をめぐるこのような政策や環境変化の動向を精査、情報共有を行い、デジタル社会の発展に適切に寄与する信頼ある電子取引の在り方、ルール形成を目指しJIIIMAとしての必要なガイドライン等の情報発信や政策提言を行うことが重要と考えます。

改訂版

文書情報管理士2024夏試験の指定参考書

文書情報管理士検定試験受験者必読!!



文書情報マネジメント概論 (第3版)

- 文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- 第9章プロジェクトマネジメントについてJIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載
- 第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
 文書情報管理士検定試験委員会 編
 2017年10月1日 初版発行
 2022年10月7日 第3版発行
 B5版 178ページ ISBN 978-4-88961-016-1
 定価3,300円（税込）

◆ お問い合わせ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より



JIIMA「ODEX 第4回 デジタル化・DX推進展」にて講演

日本書情報マネジメント協会(JIIMA)は、「ODEX 第4回 デジタル化・DX推進展」にて、「組織のガバナンスに組み込まれた情報マネジメントがDXを成功に導く」と題した特別講演を東京ビッグサイトで5月30日に行った。



講演では下記の3点が主題となっている。

- ・組織のガバナンスについて
- ・DX Selection 2024グランプリの紹介
- ・ガバナンスとDXおよび情報マネジメント

これらの項目を踏まえて、DXの実現や文書情報マネジメントにおいても組織のガバナンスが重要な役割を果たすこと、そして組織のガバナンスを、組織を健全にかつ長期的に発展させていくための仕組みと捉えて整備・構築を進めていくことが、企業価値向上に繋がるということがわかるといった内容となっている。

また同展の会場では、自治体 DXを支援するサービスや、営業活動、社内業務のDXを推進するサービスなど、企業の業務効率化を支援するサプライヤーが展開。業界を牽引するプラットフォームから注目のスタートアップまで幅広い企業が多数の製品を展示、導入を検討している自治体や、企業のDX推進の責任者が来場し、その場で体験・比較検討ができる場となっていた。

なお、同展は来年2025年も実施予定である。

辻・本郷 ITコンサルティング 無料情報サイト「電子帳簿保存法駆け込み寺」公開

辻・本郷 ITコンサルティング株式会社(会員No.1109、代表取締役社長・黒仁田 健氏)は、2024年1月より施行された改正電子帳簿保存法に対応するための無料情報サイトを公開した。



サービスラインナップやコンテンツは、年間200回超のセミナーに登壇する税理士の菊池典明氏が監修。電子帳簿保存法に関する知識から対応方法までのセミナー動画や資料、対応完了のために自社がやらなければならないことを簡単に確認可能なチェックリスト等を利用することができる。

「なかなか電子帳簿保存法対応が進まない」そんな事業者へ向けた、電子帳簿保存法対応を成功させるための情報サイトとなっている。

『電子帳簿保存法駆け込み寺』サイト
<https://consult.ht-itc.jp/kakekomi/denchoho>

ウイングアーク1st 「企業間取引の電子化に関する実態調査2024」を公開

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役・社長執行役員CEO社長・田中 潤 氏)は、100億円以上の売上の企業に所属する請求書関連業務に携わる会社員533名を対象に、企業間取引の電子化に関する実態調査の結果を公開した。

■調査サマリー

- ・社外取引の電子化により期待すること
 1位は「負担がかかっていた作業からの解放」
- ・請求書や契約書などの社外取引で、74.6%の企業がツールの散在を実現。

2022年より22.7ポイント増加で3年連続増加傾向に

- ・ツールの散在について、70.5%の企業から「なるべく早くツールを統一してほしい」の声。一方で17.4%が「散在するくらいならアナログにもどりたい」

同社では過去にも同様の調査を行っており、今回の詳細を含めて以下のURLから確認できる。また他にも「昭和99年脱ざんねんなデジタル化キャンペーン」等も実施していた。

<https://corp.wingarc.com/public/202406/news2742.html>

LegalOn Technologies AI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」、契約書及び自社ひな形の複製機能をリリース

株式会社LegalOn Technologies(会員No.1090、代表取締役 執行役員・CEO・角田 望氏)は、法務業務全体を包括的に支援するAI法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」にて、docx形式の契約書及び自社ひな形の複製機能をリリースしたことを発表した。

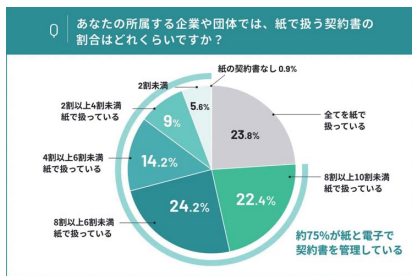
「契約書及び自社ひな形の複製機能」とは、LegalOn Cloudにアップロードされた過去に作成した契約書や自社ひな形を複製し、新たな契約書をLegalOn Cloud上で作成できる機能。今回の「契約書及び自社ひな形の複製機能」の搭載により新たな契約書の作成がワンストップで可能となり、それらの作成にかかる労力が軽減するという。

なお、「LegalOn Cloud」とは、これまでのリーガルテックとは異なる、企業法務のためのまったく新しいAIテクノロジープラットフォーム。LegalOn Cloudの利用者は、マナーマネジメント体制、コントラクトマネジメント体制、契約審査体制、Contract Lifecycle Management体制(CLM)、法令調査体制、法律事務所作成の法律文書の書式の利用体制等の様々な体制を需要に応じて同一プラットフォーム上で自在に構築することが可能となっている。同時に、LegalOn Cloud上で業務を行うことで、自然とナレッジが蓄積され、AIが自動で整理。欲しい情報を欲しい時

にAIがレコメンドする、これまでにない次世代のナレッジマネジメントを実現している。今回の機能も含めて、LegalOn Cloudはまったく新しい法務業務の執務環境を提供するとしている。

TOKIUM 「契約管理に関する実態調査」を実施

株式会社TOKIUM（会員No.1042、代表取締役・黒崎 賢一氏）は、全国の契約業務に携わる会社員1,100名を対象に「契約管理に関する実態調査」を実施、調査結果を発表した。



調査結果では、約75%の人が紙と電子で契約書を管理する二重管理を行っていることが判明。また、紙と電子の契約書の数が同程度の時に、最も契約書を適切に管理できていないことが明らかになった。さらに、契約書の管理が適切に行っていないと答えた企業の約85%は、「契約書の一元管理ができていないことに起因する問題が発生した」と回答している。

なお、2024年中にはフリーランス保護法の制定が予定され、契約書の管理は企業にとって、ますます重要な課題になると考えられている。また、契約の管理を適切に行うことは、不要な契約の選別や自動更新による予期せぬ出費を防ぐなど、経営面でも欠かせない要素のひとつだといえる。

同社が提供する「TOKIUM契約管理」は、クラウド上で紙や電子の契約書を一元管理し、項目ごとに契約書を検索して閲覧することが可能であるため、こうした一元管理や検索性の担保により、契約管理業務の効率化だけでなく、企業のガバナンス強化と支出の最適化が実現できるとしている。

富士フイルムビジネスイノベーション セキュアな無線ネットワークサービス「beat air」を提供開始

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社（会員No.19、代表取締役社長・CEO 浜 直樹氏）は、中堅・中小企業向けネットワークセキュリティサービス「beat (ビート) サービス」のオプションとして、オフィス内での場所にとらわれない柔軟な働き方を支援するセキュアな無線ネットワークサービス「beat air」の提供を開始した。

beat (ビート) サービスは、安心・安全なネットワーク環境をワンストップ・低コストで実現するセキュアなネットワークサービス。オフィス内の情報資産を強固なセキュリティ機能で守るとともにネットワークの運用管理を支援することでお客様の業務効率向上に貢献する。

オプションを追加した今回の「beat air」は、これまでの「beatサービス」にシスコシステムズ合同会社（本社：東京都港区、代表執行役員社長・濱田 義之氏）が提供するCisco Merakiクラウド管理型ネットワークプラットフォームを追加することで、無線接続の利便性を享受できる新しいサービスとなっている。これにより、IT人材が不足する企業に対し、セキュリティ対策を強化しながら、柔軟な働き方ができるオフィス環境の構築をサポートするという。

ITR 『生成AIの真価を引き出すアプリケーション戦略～ユースケースから導くビジネスへの実装アプローチ～』ホワイトペーパー公開

独立系ITコンサルティング・調査会社である株式会社アイ・ティ・アール（代表取締役・三浦 元裕氏、以下、ITR）は、国内企業が生成AIの価値を引き出すためのアプリケーション戦略の重要性とその実装アプローチを解説したホワイトペーパーを発行した。

生成AIは今日、国内企業における投資対象として一躍関心を集めるテクノロジーとなっているが、導入で先行する企業にお

いて「期待どおり（あるいはそれ以上）の成果があがっている」とした割合は決して高くはない。これは、生成AIの真価を発揮させるうえで、大規模な事前学習を施されたLLM（大規模言語モデル）に代表される基盤モデルと、業務フローを結びつけるアプリケーション環境の整備が不可欠であることを物語っている。

今回の『生成AIの真価を引き出すアプリケーション戦略～ユースケースから導くビジネスへの実装アプローチ～』では、生成AIに関わる国内企業の投資意欲やその利用状況の実態を紹介するとともに、生成AIのユースケースを基に、適したアプリケーション利用形態を選択するための検討ポイントを整理している。また、生成AIを活用する際に考慮すべきリスクについても取り上げている。

ホワイトペーパーは下記URLからダウンロードできる。

<https://www.itr.co.jp/topics/pr-20240531-1> (2024年5月31日付けITRプレスリリースより)

各社ニュース

JIIIMAに寄せられた情報にて構成スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ

渋谷地下街株式会社（会員No.527）
代表取締役社長執行役員 石川 哲也氏

株式会社大一写真工業（会員No. 1007）
代表取締役 亀田 庄之助氏

移転のお知らせ

株式会社ジェイ・アイ・エム（会員No.87）
〒102-0082
東京都千代田区一番町10-6ZeST1番町

株式会社LegalOn Technologies
（会員No. 1090）
〒150-6219
東京都渋谷区桜丘町1-1
渋谷サクラステージSHIBUYAタワー 19F

商業印刷向け高速ロール紙カラーインクジェットプリンター 「Jet Press 1160CFG」

富士フイルムビジネスソリューション(株)

新開発の事前乾燥ユニットで印刷品質の安定化を実現!コート紙への印刷にも新たに対応

■特長

- 新開発の事前乾燥ユニット「ペーパースタビライザー」搭載。これにより、インクが浸透しにくい厚手コート紙(最大250g/m²)に対してもインクの乾燥プロセスを効率化し、最大80m/分の印刷速度で、最大1,200×1,200dpiの書き込み解像度を実現。薄紙においても用紙のしわや波打ちを軽減。印刷前の事前乾燥プロセスで用紙の水分量を調整するため、両面印刷時にお

ける用紙の伸縮を低減し表裏の印字位置精度を向上。また、用紙表面の余分な水分を除去することで、インク滴同士が混ざり合うことによる滲みを防止し、表裏の画質均一性向上を実現。

- 自社独自の水性顔料インクの採用により、オフセットコート紙への高画質な印刷を実現。
- 出力用の1,200×1,200dpi、8bitの高画質データ変換処理とプリントを同時並行で実施することで、プリント前のデータ生成時間を節約し印刷作業時間を短縮。プリンター本体の生産性を最大限に発揮。

■価格(税別)

Jet Press 1160CFG オープン価格

■お問い合わせ先

富士フイルムホールディングス(株)

<https://www.fujifilm.com/fb/product/publishing/jetpress1160cfg>



Jet Press 1160CFG

A3カラー複合機 「bizhub C751i Premium」

コニカミノルタ(株)

業務効率化と環境性能で働く人々をサポート

■特長

- 印刷業界で広く使用されているFieryイメージコントローラーを標準装備。本格的なグラフィックユースが必要として



bizhub C751i Premium

いる色再現性とジョブマネージメントを可能にしている。細かい文字なども鮮明に印刷でき、教材・チラシ・DM・ポスター・販促物などにも充分な印刷品質を保つことができる。

- 複合機本体のシステム制御系にSoC(System-On-a-Chip)を採用することで、イメージデータの圧縮、展開、入出力処理能力を向上させており、ジョブの高速処理を実現。
- 多彩なフィニッシャーオプションを装備することで、社内で加工が必要な案内状の作成などに便利な3枚重ねの三つ折り機能、さまざまなパターンでのステ

ブルやパンチ機能、中とじ製本などを実現し、プリントから最終加工まで一貫して行うことができる。

- 独自の検知技術と新規光源の導入により開発された「紙種センサー(IM-103)」を標準搭載。
- 製品ライフサイクルでの温室効果ガス排出量を8%以上削減。

■価格(税別)

bizhub C751i Premium 5,417,000円

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン(株)

お客様相談室 TEL: 0120-805-039

<https://www.konicaminolta.com/>

PCLレス機能搭載の高速・高耐久なネットワークスキャナー 「DS-900WN」

エプソン販売(株)

エプソン製複合機と共通の認証機能でオフィスの共有利用を促進

■特長

- 両面同時読み取りに対応しており、1分間に70枚/140面^(※1)の高速スキャンを実現。効率よく業務を進められる。また、コンパクトながら本体のADF(オートドキュメントフィーダー)に、最大100枚^(※2)の原稿がセット可能。1日に最大11,000枚^(※3)まで読み取りが可能。契約書や請求書類を扱う企業の経理や管理部門、各種申請書などを処理する公的機関など、大量の電子化業務もスムーズに行うことができ、生産性向上に貢献する。
- スキャナー本体のパネル操作のみで、原稿をスキャンし、ネットワークを介して指定した宛先にダイレクトにスキャンデータを送信・

保存するPCLレス機能を標準搭載。

- ICカード^(※4)やID/パスワードの入力によるユーザー認証に対応。オプションのサーバー不要で本体のみで認証を実現する「Epson Print Admin Serverless」と、より高度な管理機能を持つサーバーアプリケーション「Epson Print Admin」に対応。
- エプソンのスキャナーとして初の「Epson Open Platform」に対応。「Epson Open Platform」上でソフトウェアと連携すると、スキャナー本体のパネルにそのソフトウェアのUIを表示させることができる。

※1 A4カラー/モノクロ、200/300dpi。読み取り速度はエプソン自社基準測定値(使用環境・方法によって異なります)。読み取り速度測定条件はこちら(https://www.epson.jp/products/scanner/sokudo_jyoken.htm)をご確認ください。

[epson.jp/products/scanner/sokudo_jyoken.htm](https://www.epson.jp/products/scanner/sokudo_jyoken.htm)をご確認ください。

※2 用紙厚80g/m²紙の場合、枚数は参考値。

※3 数値はあくまでも目安であり、想定使用時間と読み取り速度により算出しています。お客様のご利用条件での読取枚数・耐久性を保证するものではありません。

※4 ICカード認証はFelicTM、MIFARE[®]に対応。カードリーダーは本体に含まれていません。別途購入が必要です。

■価格(税別)

DS-900WN 180,000円

■お問い合わせ先

エプソン販売(株)

TEL: 050-3155-8077

<https://www.epson.jp/>



DS-900WN

フィルム写真をめぐる記憶



志度寺／記録資料研究所
けつか まり
毛塚 万里

私は写真が苦手です。それは、亡父の長時間撮影に由来します。恐らく、彼の念頭にはベストショットイメージが先にあったのでしょう。「そのままじっとしている」「その姿勢のまま」「(脇で見守る家族に)曲がった飾りを直して」等々、シャッター1回を切るまでに、ともかく長い間、待たされ続けるのです。それが我が家の「写真を撮る」時の常であり、父も子もストレスを募らせるイベントでした。最後は叱責に近い合図の声、子は泣き顔やふくれ面。笑顔希少やむなしのアルバム事情とともに、写真の撮影＝楽しくない、嫌な思い出として完璧に刷り込まれました。おかげでデジカメ時代になっても、シャッターと同時にまばたきをする才能が今でも健在です。ということで、著者近影も似顔絵(京都市内某ミュージアムで2019年調達)でご容赦ください。

昭和時代のフィルムカメラ撮影とその紙焼写真(プリント)の体験を、身近な人に聞いてまとめる聞き書き調査を、今学期も「博物館資料論」課題レポートの1テーマにしました。

現像に出さないと、ちゃんと撮れているかわからない。デジカメ普及以前は、それが常識でした。写真を撮り終わると、そのフィルム(ネガカラーフィルム。多くはISO100か400、24枚撮りか36枚撮り)1本を現像に出します。通常発注ではミス分も込みで全部まとめて紙焼となって届きます。1枚40円なら36枚撮りで約1500円弱。そこに現像代とフィルム代が加算され、36枚撮りフィルム1本の写真撮影総費用は約3500円。最低時給約500円(1989年全国平均492円)の時代になっても、写真撮影は費用がかかるものでした。それゆえ亡父に限らず、多くの方々も、シャッターは1回ずつ、ミスを出さないよう慎重に押していました。1本のフィルムに、お正月から卒業式・入学式・夏休み・クリスマスまで撮影されていても、一般家庭では珍しくありませんでした。ネガフィルムとリバーサルフィルム(スライド用)を多数必要な調査では、現像・紙焼代も負担大でした。

職場の親睦イベントでは、写真の分配までが幹事の役目でした。納品された紙焼から失敗分を除いた写真をミニアルバムに入れ、通し番号をつけ、注文用紙を添えて回覧します。参加者は欲しい番号覧に自分の名前を記入。回覧終了後、幹事は、紙焼写真とネガフィルムを突き合わせ、細心の注意を払いながら焼き増すコマとフィルムスリーブの位置を確かめ、希望枚数を1点ずつ記入して写真屋に持っていきます。数日後、焼き増しを引き取ると、今度は注文用紙を見ながら、計

算した集金合計と発注者名を書いた袋に写真を分け入れます。つり銭用小銭を準備のうえ、写真を渡して集金を終わると、任務完了でした。学校行事の写真は、教室や職員室前の廊下の壁に、模造紙に張られた写真を保護者が見に行き、予め配られている注文専用袋に写真番号・枚数・金額を記入し現金をぴったり入れてクラス担任に提出。写真は準備が整い次第、後日担任経由で子ども又は保護者に届きました。

昭和時代、現像や焼増サービスは写真屋以外のスーパー・個人商店でも取り扱っていました。現像に出すと用済みになるフィルムケースは、小銭を入れたり、小さなネジや画鋏・安全ピンなどを入れる容器として重宝しました。紙折り作業時のお助けグッズとして、折目くつきり用にフィルムケースの底を使う「秘技」を伝授してくれた知人もおりました。

記憶が曖昧ですが1990年代まで、国内の主要な美術館・博物館では、所蔵作品のスライド(カラーポジフィルムにマウントを付したものを)を販売していました。スライドは作品紹介の教材として、たとえば美術史の授業で重宝されました。講義開始の前に、スライド映写機をゼミの先輩が講師室に取りに行き、先生持参のスライドを専用のカセットに入れる準備を手伝っていました。注意していても、時々、上下や左右が逆の作品が投影されました。誤って中身が出てしまい順番不明になったり、糊が弱った紙マウントが機械に詰まることもありました。「エイトバイテン」「シノゴ」「ロクナナ」。いずれも美術史ゼミでの初見聞単語です。

カメラは大切な精密機械でした。初めて家族所有のカメラを借り、一人で撮影まで許してもらえた時は、実に大人の気分でした。写真を撮る大人の真似は、長男がフィルムカメラ、4つ下の二男はデジタルカメラのポーズをしていました。視聴覚教材としてのスライド映写機体験とともに、プレゼンでも重要だったOHP(オーバーヘッドプロジェクタ)。透明シートの流麗なテクニック談なども、知る世代の高齢化が進行中です。

著者略歴

認証アーキビスト。東京都杉並区生まれ。官民で収集アーカイブズ(含受託)や文書情報管理・教育等の業務を約25年担当。2015年より四国八十八ヶ所第86番札所志度寺学芸員。都内私大で学芸員課程(博物館情報・メディア論/博物館資料論)の非常勤講師も務める。主な著書(共著)に「志度寺縁起絵」(平凡社)、「ミュージアムの情報資源と目録・カタログ」(樹村房)、「これからのアーキビスト」(勉誠出版)など。

7年ぶりの海外、 8年ぶりの drupa2024

4月中旬にメーカーの方から「drupa2024」参加されないのですか？とお声がけいただきました。そういえばコロナ前の2017年のJIIMA/US西海岸視察ツアーから7年経過、drupaの前回2020はパンデミックで中止。そう、この間にコロナがあり、リモートワークとDXが加速し、10年ひと昔ではなく8年で3回転ぐらいの変化があるはずで、世界最大の印刷機材展もペーパーレスとデジタルプリントは大変革必至のはず。



メッセ外パティオ



メッセ会場エントランス

コロナ発生からコロナ後の5年間の間に怠慢になっている自分に鞭を打ち、「自分の目で見て、足で動いて激変の技術を体感！」するために、急遽3泊5日ドイツ・デュッセルドルフへ、drupa参加2dayという単独強行軍で参加してまいりました。

今回のテーマは「we create the future」、5/28～6/7の11日間、52か国1600社強が最新の製品、ソリューション、サービスを展示。8年前から入場者数は26万人から17万人に35%減少。日本からは25社の出展。

そもそも日本企業は、グローバルの関係性なしでは生き残りは無いわけで、急激な円安の状況ですが、プリントビジネスのサービスプロバイダーの視点から、前向きに参加して良かったと思います。

一緒に自撮りした彼は12年前のdrupa2012からの友人、同い年の陽気なオランダ人、今や良きビジネスパートナー。お互いに100年企業で、disrupt & innovationを前進させようとの会話を致しました。

(河村 武敏)



グローバル仲間チェキショット

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏 (アピックス)
委員長 山際 祥一 (マイクロテック)
副委員長 長井 勉
委員 菊池 幸 (コニカミノルタジャパン)
夏目 宏子 (ナカシャクリエイテブ)
石川 莉子 (富士フイルムビジネスイノベーション)
隅谷 寛人 (リコージャパン)
小松 浩美 (ドキュメント)
事務局 山下 康幸

【事務局から】

本号が出るときにはパリ五輪が終了しているわけですが、日本はいくつメダルを獲得しているのでしょうか。ふと思いつくのは前回の東京五輪。パンデミックという未曾有の危機の中で開催されましたが、それをきっかけに働き方や技術の進化など社会が大きく変革した時代でもありました。次のオリンピックがどのような新たな変革をもたらすのか、今から楽しみでなりません。

IM11・12月号予告

文書情報管理士団体受験 リコー・ジャパンインタビュー
C2PA、コンテンツの来歴と真正性のための連合とは
生成系AIの時代

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 9・10月号©

2024年 第9・10月号 / 令和6年8月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2024

発行人 / 甲斐荘 博司
発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19
ライダースビル7階
TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782
JIIMA Webサイト / <https://www.jiima.or.jp>
編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,100円 (税込・送料別)
印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください
印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-234-9 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。プリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

プリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi



※写真はLS5200Bです。

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○プリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

ScanDIVA

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

●JIIMA入会のご案内

委員会への参加

委員会はJIIMA活動の源泉として、公益活動に共鳴する有識者と会員により構成されています。委員会に入会することで、企業単独では対応が難しい政策提言、規制緩和、標準化活動などへの参加ができるほか、会員同士の交流により視野を広げ、情報交換や人脈作り、ビジネス面での連携などが期待されます。
※なお、委員会への参加を検討する上で、オブザーバーとしての参加も可能です。

政策提言プロジェクト

普及啓発・渉外系委員会

- ショウ・セミナー委員会
- 広報委員会

人材育成系委員会

- 文書情報管理士検定試験委員会
- 文書情報マネージャー認定委員会

製品認証系委員会

- 認証統括委員会
- 光ディスク製品認証審査委員会
- 電帳法スキャナ保存ソフトウェア的要件認証審査委員会
- 電子帳簿ソフトウェア的要件認証審査委員会
- 電子取引ソフトウェア的要件認証審査委員会
- 電子書類ソフトウェア的要件認証審査委員会

調査・開発系委員会

- 標準化戦略委員会
- ISO/TC171 国内審議委員会
- 法務委員会
- 建築市場委員会
- 医療市場委員会
- 電子取引委員会
- 文書情報の「活用」に関する研究会
- 文書情報管理委員会
- R&Dデータ保存委員会
- 「文書情報マネジメント概論」改訂プロジェクト

JIIMAの約192社の会員は、北海道から沖縄まで全国から加入されています。

会員は、一般会員と維持会員で構成され、ユーザーを一般会員に、維持会員には関連機材のメーカー、ディーラー、ソフト開発会社、情報入力・処理サービス会社等の文書情報マネジメントを提供する多くの企業が加盟しており、この業界唯一の公認団体であります。

JIIMAでは、学識経験者にも特別会員としてご参加いただき、一般会員、維持会員がともに協力し合って、文書情報のマネジメントに関するさまざまな活動を行っております。

- 統合文書情報マネジメント
- ドキュメントファインリングシステム
- e-文書法関連システム・サービス
- 電子帳票関連システム
- マイナンバー関連システム
- 電子契約関連システム
- クラウドシステム
- ビッグデータソリューション
- OCR・イメージントリーシステム
- 情報セキュリティシステム
- 記録メディア・大規模ストレージ
- デジタル・マイクロ・アーカイブシステム
- イメージングハードウェア/ソフトウェア
- 情報保管・検索・配送サービス
- デジタル複合機
- オンデマンドプリンティング関連
- デジタル書籍関連

■会員の特典

- 文書管理に関する内外の最新情報の入手、他会員・各種団体との情報交換
- 公益法人としての「官」とのパイプ、法整備動向を含め確実な情報の把握
- 委員会活動への参加による日常では接点がない企業とのコミュニケーション・人脈づくり(ビジネス連携など)
- 賀詞交歓会、総会・会員交流懇親会などの各種行事を通じた交流活動
- 企業単独では対応が難しい政策提言、規制緩和、標準化活動などへの参加
- ガイドライン作成などに関与できる貴重な経験
- 機関誌IMへの事例などの投稿、新入会員紹介・会員企業インタビュー
- JIIMAホームページを通じた「会員企業からのお知らせ」による情報発信
- 会員特別価格の適用(特典)
 - ① 「JIIMAセミナー」「デジタルドキュメント」のイベント会員価格での参加
⇒ JIIMAのネットワーク(約19,000名)を活かした集客力アップ・見込客の獲得
 - ② 資格取得(文書情報管理士/文書情報マネージャー)に向けたセミナー参加の割引
 - ③ 調査報告書、各種出版物の会員価格での購入

■会員の種類

正会員は次の2種です。

- 一般会員
文書情報マネジメント関連システムを利用する法人及び個人
- 維持会員
文書情報マネジメントに関連するメーカー、ディーラー、ソフト開発、入力サービスなどを業とする法人又は個人

■入会金・年会費(非課税)

	一般会員	維持会員		
		資本金 10億円以上	資本金 1億円以上	その他
入会金	1万円	30万円	20万円	10万円
年会費	5万円	30万円	20万円	10万円

お問い合わせ



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19 ライダースビル7階
TEL 03-5244-4781 FAX 03-5244-4782

HPの「問い合わせ」フォームまで

www.jiima.or.jp